

平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日

第 6 回 瑞 浪 市 議 会 定 例 会 会 議 録 ( 第 3 号 )

## 議 事 日 程 (第 1 号)

平成27年12月17日 (木曜日) 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 市政一般質問

---

---

### 本日の会議に付した事件

第1 会議録署名議員の指名

第2 市政一般質問

---

---

### 出席議員 (16名)

1番	樋田 翔太	2番	小川 祐輝
3番	渡邊 康弘	4番	大久保 京子
5番	小木曾 光佐子	6番	成瀬 徳夫
7番	榛葉 利広	8番	熊谷 隆男
9番	石川 文俊	10番	加藤 輔之
11番	大島 正弘	12番	水野 和昭
13番	熊澤 清和	14番	舘林 辰郎
15番	柴田 増三	16番	成重 隆志

---

---

### 欠席議員 (なし)

---

---

### 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	水野 光二	副 市 長	勝 康弘
総 務 部 長	水野 正	まちづくり推進部長	加藤 誠二
民 生 部 長	伊藤 明芳	民生部次長	正村 京司
経 済 部 長	成瀬 篤	経 済 部 次 長	棚橋 武己
建 設 部 長	石田 智久	建 設 部 次 長	大山 一男
会 計 管 理 者	渡邊 俊美	消 防 長	小倉 秀亀
総 務 課 長	正村 和英	秘 書 課 長	正木 英二
教 育 長	平林 道博	教育委員会事務局長	伊藤 正徳
教育委員会事務局長	藤井 雅明	企画政策課長	小栗 英雄
税 務 課 長	宮本 朗光	市 民 課 長	小木曾 松枝
市民協働課長	鈴木 創造	生活安全課長	北山 卓見
高齢福祉課長	南波 昇	保険年金課長	伊藤 和久
健康づくり課長	成瀬 良美	農 林 課 長	景山 博之

商工課長	小木曾 昌 弘	窯業技術研究所所長	加 藤 正 夫
環境課長	市 川 靖 則	クリーンセンター所長	小 川 恭 司
土木課長	木 村 伸 哉	都市計画課長	渡 辺 芳 夫
浄化センター所長	山 内 雅 彦	教育総務課長	酒 井 浩 二
社会教育課長	柴 田 宏	スポーツ文化課長	工 藤 将 哉
選挙管理委員会書記長補佐	日比野 茂 雄	消防総務課長	足 立 博 隆
警防課長	足 立 憲 二	予防課長	鶴 飼 豊 輝
消防署長	大 津 英 夫		

---

#### 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	可 知 勝 宏	事務局総務課長	奥 村 勝 彦
書 記	加 藤 百合子	書 記	加 藤 千 佳

---

○議長（熊谷隆男君）

皆さん、おはようございます。

本日から本会議を再開し、一般質問となります。きょう、あすであります。

きょうはまた一転して、寒い日になりまして、皆さんもお気づきと思いますけども、きょう、一般質問が熱い思いで行われることを期待いたします。よろしく願いいたします。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりでございます。

---

○議長（熊谷隆男君）

初めに、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において3番 渡邊康弘君と4番 大久保京子君の2名を指名いたします。

---

○議長（熊谷隆男君）

これより、日程第2、市政一般質問を行います。

一般質問につきましては、通告制を採用しており、発言は通告順に議長の許可を得て行います。

質問、答弁時間を合わせて60分以内とし、質問は原則として、各標題の要旨ごとに一問一答式で行い、一要旨が終了後、次の要旨に移行してください。

以上、ご協力をお願いいたします。

---

○議長（熊谷隆男君）

初めに、6番 成瀬徳夫君。

〔6番 成瀬徳夫 登壇〕

○6番（成瀬徳夫君）

皆さん、おはようございます。議席番号6番 新政みずなみの成瀬徳夫でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、標題2件についての質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

12月15日なんですけども、「長良川の鮎」が世界農業遺産に認定されました。

「里山」や「里海」に倣って「里川」と名づけ、観光振興や農水産物の販売に活用していくとうことでございます。

この世界農業遺産の認定で、長良川流域で昔から生活の一部としてやってきた「里川」としての生活を再認識することにより、次の世代に守ってもらうことが期待されております。

このようなことを耳にいたしますと、現代社会において自分自身の生活の基本を再認識することが必要ではないかと考えさせられるきょうこのごろでございます。

前置きはほどほどにいたしまして、一般質問に入らせていただきます。

最初に、標題1、下水道の加入促進についてを質問させていただきます。

総務省は、平成27年1月27日付の通知で、「公営企業会計の適用の推進について」により、各地方公共団体が地方公営法の全部または一部を適用し、公営企業会計を適用することを要請いたしました。

これにより、各地方公共団体は、公営企業会計への移行に適切に取り組むこととなり、瑞浪市も既に水道事業のみが会計事務を実施しております。このほど、平成28年4月1日から任意適用である下水道事業、農業集落排水事業においても適用されることとなります。

公営企業は、市民を対象に行うサービスに対する対価をもって、経営する企業活動でなければなりません。

そこで、公共下水道の現状と今後の課題について質問いたします。

瑞浪市の下水道事業は、供用開始から50年が経過しており、公共下水道計画は、長い年月をかけて、市街地から郊外へと面整備が実施されてまいりました。

このようなことから、瑞浪市においては、面整備が最終段階になってきているように思われますので、現状と今後について、建設部次長にお伺いいたします。

要旨ア、公共下水道計画の面整備の進捗状況はどのようなか。よろしく申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

建設部次長 大山一男君。

○建設部次長（大山一男君）

それでは、標題1、下水道の加入促進について、要旨ア、公共下水道計画の面整備の進捗状況はどのようなかについてお答えいたします。

本市の公共下水道事業の面整備は、昭和37年に開始、昭和40年1月に県下で3番目に供用を開始しました。以降、50年間進めてまいりました事業は、今年度をもって事業認可区域内の面整備が完了します。

この結果、公共下水道整備区域は、東部は釜戸町の東大島及び上平地区を末端とし、南部は稲津町小里山の田地区のうち、小里川右岸側となります。また、北部は土岐町天徳地区、西部は明世町山野内、和合町、山田町の土岐市境まで整備し、以上、全ての汚水が下沖町にある浄化センターへ流入しております。

本市の公共下水道事業全体計画面積は1,218ヘクタールでございますが、整備区域の見直しを行い、稲津町小里羽広地区、山の田地区の一部については整備を行わないこととしました。この結果、今年度の面整備完了によりまして、処理区域面積は1,089ヘクタールとなります。また、総人口に対して公共下水道への接続が可能である割合を示す平成27年度末の下水道普及率は、66.8%と見込んでおります。なお、今後は、合併浄化槽により水洗化を推進します。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

本当にたくさんの下水道の面整備ができておるようでございますけども、最後に言われましたように、今後は合併処理にて下水処理をしていくということでございましたけども、合併浄化槽で処理された処理水なんですけども、「きれいな水で問題はない」と言われますけども、設置された当事者以外の畑や田んぼ、それから、用悪水路に面したところに流された場合とか、敷地に面した水路に流された場合が出てくると思いますけども、農業推進地区の用水路に放流される場合もまたあるやに、私は思われます。

このようなことから、最終放流先が問題になるような、私は気がいたします。

また、合併浄化槽を設置した場合の維持管理は、個人的な責任が伴うと思います。

放流水の水質については、環境課の管轄になると思いますけども、このようなことについて、上下水道課としてはどのような対策をされておるのか、対応をされておるのかということのを再質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

建設部次長 大山一男君。

○建設部次長（大山一男君）

再質問についてお答え申し上げます。

合併浄化槽につきましては、適切な管理を行えば、浄化槽から放流される水質につきましては、浄化センターや農業集落排水の処理施設での汚水処理後の放流水と同等の水質となると思っております。

今後も、補助金を利用して合併浄化槽を設置する市民に対しましては、浄化槽法に基づく法定検査、保守点検及び清掃を行うよう指導してまいります。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

今の答弁だと、やっぱり自己責任で合併浄化槽は管理していただきたいということだと、私は今受け取りました。

次に移ります。

先ほどの下水道の面整備が終わると、次には個人的な対応となる宅内接続が必要となってまいります。

宅内接続となりますと、水回りの改修が必要な方は、大変な費用がかかる場合があります。

しかしながら、下水道事業では、下水道計画区域の方々に加入、まあ、宅内接続をしていただかなければ、下水道事業は成り立ちません。

本市の下水道事業は、公共下水道と農業集落排水事業があります。

農業集落排水事業の集落別の加入状況、宅内接続でございますけども、どのようになっているの

か。

また、公共下水道事業においては、市街地では加入率が高いと思われませんが、郊外での加入状況はどのようになっているのか、地域別の加入状況を建設部次長にお伺いいたします。

要旨イ、面整備終了区域の加入状況（宅内接続）はどのようか。よろしく申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

建設部次長 大山一男君。

○建設部次長（大山一男君）

要旨イ、面整備終了区域の加入状況（宅内接続）はどのようかについてお答えします。

公共下水道及び農業集落排水処理施設の整備区域における加入状況につきましては、平成27年3月末現在の処理区域内の人口のうち、実際に接続している人口の割合の水洗化率でお答えいたします。

水洗化率は、地区別の住民基本台帳に記載された人口により算出しております。

農業集落排水区域と公共下水道区域の整備区域内での合計の水洗化率は、94.3%となっております。

農業集落排水の整備区域内水洗化率は、86.6%です。地区別の水洗化率は、月吉地区91.7%、日吉南部地区85.7%、大湫地区73%でございます。

公共下水道の整備区域内水洗化率は、94.8%です。地区別の水洗化率は、明世地区99.6%、瑞浪地区99.9%、小田地区99.8%、山田地区97.7%、土岐地区98.9%、釜戸地区62.6%、稲津地区62.6%となっております。

なお、稲津地区、釜戸地区は污水管の布設から年数が経過していないため、今後、水洗化率が増加すると予想されます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

非常に高い加入率で、私の標題の「加入促進」ということが非常に言いにくくなってしまったわけなんですけども、次の要旨に移ります。

先ほどの答弁で、農業集落排水事業の水洗化率が86.6%であり、公共下水道事業の水洗化率が94.8%で、農業集落排水事業と公共下水道事業を含めた水洗化率が94.3%であるということでございます。

地域別においては、市街地と郊外では地域差があるようでございます。

先ほども言いましたけども、下水道事業では、下水道計画区域の方々には加入、まあ、宅内接続をしていただかなければ下水道事業は成り立ちません。

企業会計への移行に伴い、宅内接続の促進が不可欠となりますが、今まで下水道加入促進をどのように推進してみえたのか。

今後、面整備終了後区域の加入（宅内接続）の促進を啓発していくことが最大の課題となると思いますけども、建設部次長にお伺いいたします。

要旨ウ、面整備終了区域の加入状況（宅内接続）をどのように促進しているか。よろしくお願います。

○議長（熊谷隆男君）

建設部次長 大山一男君。

○建設部次長（大山一男君）

お答えする前に、申しわけありません。先ほど、要旨イの中で、水洗化率のところをちょっと間違えましたので、訂正させていただきます。

釜戸地区につきまして62.6%と申し上げましたが、74.6%の間違いでございました。申しわけございません。

それでは、要旨ウ、面整備終了区域の加入状況（宅内接続）をどのように促進しているかについてお答えします。

下水道への接続の促進は、初期の勧奨に重点を置き、地区ごとにおける下水道工事説明会時に接続のPRを行っております。面整備終了区域については、広報みずなみ及び市のホームページにてPR活動を行い、普及促進を図っております。

なお、水洗化の普及と促進を図るため、水洗便所等改造資金あっせん及び利子補給制度を設けております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

広報とかを使ってやられるということなんですけども、私はこういうことを今ちょっと思いついたんですけども、水道の検針員がお見えになりますよね。水道の検針員の方は、検針票を見れば下水道に接続しているかどうかということはわかるんですよ。ですから、検針員の方に下水道の加入促進のチラシを配っていただいたらどうかなと今ちょっと思いついたんですけども、この辺の質問になりますか、いいですか。

○議長（熊谷隆男君）

建設部次長 大山一男君。

○建設部次長（大山一男君）

チラシの配布ということでございますが、今後、下水道事業の経営改善のためにも、議員のご提案を参考にいたしまして、下水道未接続者に対し個別に接続の依頼を行う等、接続の促進に取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

ひとつよろしくお願いします。

要旨エに移ります。

平成28年4月1日から公営企業会計の適用が始まります。瑞浪市の下水道事業、農業集落排水事業は、民間企業と同様の精度の高い財務諸表を作成することが求められてまいります。これにより、経営成績が明確化されるとともに、財政状況が的確にあらわれてまいります。

下水道事業は、施設や管などの老朽化が進んでまいります。この対応には、長寿命化事業が必要で、管の更生工事、耐震工事を行い、市民サービスに支障が起きないように適切な対応をすることが欠かせません。

このようなことから、公営企業の経営環境が厳しさを増してまいります。

また、人口減少もこれに拍車をかけてまいります。

公営企業は住民生活に密着したサービス提供を、将来にわたり安定的に継続するために、中長期的な経営計画である「経営戦略」を策定し、計画に基づく経営基盤強化に取り組むことが必要ではないでしょうか。建設部次長にお伺いいたします。

要旨エ、公営企業会計をどのように取り組むのか。よろしくお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

建設部次長 大山一男君。

○建設部次長（大山一男君）

要旨エ、公営企業会計をどのように取り組むのかについてお答えします。

地方公営企業法の適用推進の経緯は、事業、サービスの普及拡大を求められた時代から、サービスの便益を確保するために、経営資源を効率的に管理活用する事業経営が求められる時代が到来した、企業会計を取り巻く環境の変化にあります。下水道事業は、市民生活に重要なサービスを提供しており、また、更新の際には多額の費用が必要となることから、国より法適用の要請がありました。

これらのことから、下水道事業が持つ資産を把握し、施設や設備への合理的な投資を行うとともに、維持管理費用の財源を確保するといった経営基盤の強化が法適用の目的でございます。

本市の下水道施設は、供用開始から50年経過した今、まさに更新の時代が到来しております。法適用に伴い、固定資産台帳を整備し、下水道施設長寿命化計画により更新対象資産が把握できていることから、まず、更新投資の優先度を決定し、合理化、効率化を図った事業投資を進めます。

次に、人口減少から推測される営業収支の低迷による経営圧迫に対し、営業費用と営業収益からなる経営成績を適正に管理し、経営改善、経営判断を的確に行って経営の質の向上に努め、公共の福祉を増進する事業運営に努めてまいります。

そして、今後の事業投資にかかる費用と、財源、管理運営にかかるコスト抑制と収益増を盛り込んだ中長期的な経営基本計画を策定していくことが必要となります。この計画が、総務省が要請している経営戦略の策定であるため、法適用を機に早急に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

再質問でございますけども、人口減少が進む中、先ほどの下水道加入率が全体で94.3%ですよね。このことで、公営企業会計においては、下水道使用料は今後、大幅な増加があり得ない状況だと私は見ておるんです。

下水道設備の維持管理、下水道管の長寿命化を更に進めるとなりますと、さらなる費用が必要となってまいるわけです。

しかし、市民からは瑞浪市の下水道は高いという意見が多い中で、下水道料金の値上げ時期が本当に目の前に来ているように思われますけども、どのような見解でしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（熊谷隆男君）

建設部次長 大山一男君。

○建設部次長（大山一男君）

再質問について、お答えさせていただきます。

法適用後の下水道事業は、建設費用単価が高価なため、今後、起債償還元金及び投資費用の財源不足を予測しておりますが、総務省で定められている公費負担のほか、補助金、出資金により経営が成り立ちます。

今後、法適用により明確なる下水道使用料で回収すべき経費と将来の投資経費を踏まえて、適正な使用料計算を行い、必要なときは使用料改定をお願いする場合があります。

また、農業集落排水と公共下水道では、利用者の負担額に差があるため、この差をなくすような方策を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

必要なときには上げていきたいという見解と、私は今、お聞きしました。

農業集落排水事業については、公共下水道との料金の差があるので、これもちょっと改正せないかんということを確認いたしました。

どうもありがとうございました。

次の標題2に移ります。

標題2、自治会と就学区域の違いについてでございます。

私は、昭和31年4月に明世小学校の1年生で、学校は現在の太陽社電気の場所にありました。

当時、明世では、私のいた1年生は1学年で48名だったんですけども、2クラスになっておりま

した。2年生からは学童が45名となりまして、1クラスになったわけなんですけども、先輩や後輩にいろいろ聞いても、明世小学校で1学年2クラスだったというのは、私たちが最初で最後であったようでございます。

この時代、就学区域は、明世町の戸狩、山野内、月吉、それから、和合町の和合、土岐市の河合と賤洞から、学校に就学しておったわけなんですけども、私が明世中学校の校舎に行ったのは、瑞陵中学校の4回生でございますので、「瑞陵中学校明世校舎」という名前だったと思うんですけども、そのとき、1年生になるときに、和合から小学校に通っておった生徒が、瑞浪中学校のほうに入学したということを知っておるわけでございますけども、この時代は公立の学校でも通学する学校がどうも選べたようでしたけども、まあ、現在も選べるようございまして、そのようなことがありました。

そこで、今回の質問となりますけども、現在の和合町と小田町の中に下小田というところがありますけども、ここの児童生徒は、小学校は明世小学校、中学校は瑞陵中学校に通学しております。和合町と、それから、先ほど言いました小田町下小田地区なんですけども、明世小学校の就学区域で、瑞陵中学校の児童生徒は、明世地区のまちづくり推進協議会の行事に参加することがあります。

しかし、和合地区、小田地区の自治会は、小田地区であります。

このような現状で課題があると思うんですが、どのように受けとめてみえるのか、まちづくり推進部長と教育委員会事務局次長にお伺いいたします。

要旨ア、自治会と就学区域の違いをどのように受け止めているか。最初に、まちづくり推進部長、よろしく申し上げます。

#### ○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

#### ○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

おはようございます。それでは、成瀬議員ご質問の標題2、自治会と就学区域の違いについて、要旨ア、自治会と就学区域の違いをどのように受け止めているかについてお答えいたします。

自治会は、地縁団体でございまして、地域社会の維持や共同活動を行うために、地域の皆様が主体的にその範囲を定めるものでございます。具体的には、住民相互の連絡、防犯・防災等、生活環境の維持整備、集会所の維持管理等の広い範囲の活動をされておりますが、こうした活動の中には、学校の協力を得る必要があったり、子どもが参加対象となったりするものもあるということから、就学区域と自治会の活動範囲が異なる場合にやりづらいということかと思えます。

これは、まちづくり推進組織の活動においても同様の状況と考えております。

ただし、こうした状況は、自治会の成り立ち、その目的からすれば、ある程度はやむを得ないことと考えております。

今後は中学校の統合により、就学区域と自治会やまちづくり推進組織の活動の範囲が一致しない地域が増加いたします。そういった場合でも、地域の活動に小学生や中学生が参加していけるような、自治会やまちづくり推進組織の活動が望まれるところでございます。

また、逆に地域に捉われない小中学生の参加も、地域活動の広がりといった点ではよい面もあるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

次に、教育委員会事務局次長、よろしく申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局次長 藤井雅明君。

○教育委員会事務局次長（藤井雅明君）

おはようございます。標題2、自治会と就学区域の違いについて、要旨ア、自治会と就学区域の違いをどのように受け止めているかについてお答えします。

小中学校の就学区域につきましては、「瑞浪市立小学校及び中学校の就学区域を定める規則」に定められています。瑞浪市立の小中学校に通う児童生徒は、この規則に定められた小中学校に通うこととなります。自治会が主体的にその範囲を定めるのに対して、就学区域は基本的に町単位で区切られています。議員ご指摘のとおり、和合町内会のように、自治会と就学区域が異なるのはこの理由によるものです。

したがって、子どもたちは居住する地域の自治会の行事と、就学区域の行事の両方に参加しております。そこには、自治会は異なっても、同じ学校に通う子どもたちだからという地域の方々の配慮があります。また、通う学校は異なっても、同じ自治会の子どもたちだからという配慮もあります。そういった地域の方々の配慮で、子どもたちの視野の広がりなど、育ちを応援していただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

ありがとうございます。

再質問です。私が思うのは、課題としては、まず初めに、瑞浪市防犯推進の会の青色回転灯パトロールは、明世小学校の就学区域で行っております。

また、交通安全協会の分会も違うので、街頭指導では、明世小学校の就学区域で行ってみえるというところがあります。

先ほど言いました、まちづくり推進協議会も当然全く違います。

一番問題は、児童委員なんですけども、児童委員が和合地区で選ばれた場合に、私はどちらの学校へ行けばいいんだ、どちらの子どもに面倒をみればいいんだという、こういう意見がありまして、両方やってもらわな仕方ないよと私は言ったことがあるんですけども、このように、自治会の違い

による課題があります。

まちづくり推進協議会の違いによる課題と、就学区域と自治会との違いによる課題、3つの課題があると私は思っておりますけれども、自治会と就学区域の違いから、友達関係が成長するに伴い薄れていたり、自治会に戻ると差が出てくるといったことがあります。

自治会で話が合わなかったり、自治会でどっちつかず、どっちでもええわという考えになる。どっちつかずのような考えになられる方があるようにお聞きいたします。

このようなことから、地域づくりに支障が起きることが懸念されておまして、行政として方向性の統一が必要であると思われまます。今後、自治区と就学区域の違いに対する課題を検討する必要はないでしょうか。まちづくり推進部長、どうでしょうか。

**○議長（熊谷隆男君）**

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

**○まちづくり推進部長（加藤誠二君）**

それでは、ただ今、再質問いただきました、就学区域と自治会の違いによる課題のうち、青色回転灯パトロール、それから、まちづくり推進組織の活動範囲につきましてお答えいたします。

まちづくり推進組織の活動といたしましては、小中学生を対象とする事業であれば、その活動区域を広げて事業を実施されておると伺っております。

青色回転灯パトロールは、地域の見守りを行うものですので、防犯等に関し、地域や小中学生への呼びかけ、注意喚起をしていただいております。ご質問の地域で具体的に申しますと、明世地区まちづくり推進協議会がこの事業を実施しておられまして、活動区域を和合地区まで拡大しております。

また、明世地区まちづくり推進協議会の「中学生と語る会」等の事業には、和合地区の生徒も参加していただいております。

行政としましても、まちづくり推進組織の活動に対しましては、その活動範囲を地域外にも広げたり、地域間の連携協力をお願いしているところでもありますので、こうした取り組みにつきましては支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

**○議長（熊谷隆男君）**

6番 成瀬徳夫君。

**○6番（成瀬徳夫君）**

次に、教育委員会事務局次長、お願いします。

**○議長（熊谷隆男君）**

教育委員会事務局次長 藤井雅明君。

**○教育委員会事務局次長（藤井雅明君）**

それでは、自治会と就学地域の違いに対する課題、児童委員はどちらを担当するのかにお答えします。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように子どもたちを見守るとともに、保護者の子育ての不安や心配ごとなどの相談、支援を行います。

和合町内会の児童生徒にかかわる相談などは、明世地区の児童委員さんが相談に乗られています。相談内容に、明世小・瑞陵中校区の家庭や友達関係が含まれるからです。これも児童委員さんのご配慮、ご協力によるものだと捉えております。地域間の連携協力で、子どもたちを支えておられます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

今、要旨アでいろいろ聞かせていただきましたけども、さほど問題がないような答弁でございますので、いい面がたくさんあるようなことも言われました。

それで、要旨イに移りますけども、自治区と就学区域の違いから、様々な課題がある中で、人口減少に伴い就学区域の見直しを検討してほしいとの話を耳にいたします。

また、中学校統合により、平成31年4月からは市内の公立中学校は3校となります。

学校審議会において審議が必要であります、中学校の生徒数のバランス、地域から見た就学区域を再検討する必要がある地域があるように聞きます。

中学校の就学区域の見直しをするチャンスだと私は思いますけども、どのようにお考えになりますか。教育長にお伺いいたします。

要旨イ、就学区域の見直しについての見解はどのようか。

○議長（熊谷隆男君）

教育長 平林道博君。

○教育長（平林道博君）

おはようございます。要旨イ、就学区域の見直しについての見解はどのようかについてお答えします。

教育委員会が進めております中学校の統合・再編は、人口減少に伴う就学区域の見直しに基づくものです。

平成20年7月に教育委員会として、これからの瑞浪市立中学校の学区制について、瑞浪市学区制審議会に諮問し、平成23年3月には以下のような答申を得ました。

「少子化の流れにより市内の生徒数が1,000人前後にまで減少することから、①陶、稲津両中学校を統合して新中学校を設立、②瑞陵、日吉、釜戸の3中学校を統合し新中学校を設立、③瑞浪中学校は現状のままとする」。

現在、答申に沿って新中学校2校を設立し、市内3中学校体制の就学区域へ変更することに全力をあげているところです。現行の6中学校それぞれの就学区域については変更することなく、現行の就学区域を統合する形で、最終的に3つの中学校の就学区域をつくる方針です。

教育委員会としましては、この中学校統合にかかわる就学区域の変更以外に、就学区域の見直しは考えておりません。

「自治区にあわせて、就学区域の見直しを図ってほしい」といった個別的な就学区域の変更の要望がある場合には、町や地区全体の総意として、教育委員会にお伝えください。就学区域の見直し要望が地域の皆さんの総意であることが確認できれば、教育委員会として瑞浪市学区制審議会に諮問を諮り、速やかに対応してまいります。

現在のところ、就学区域の見直し要望が地区要望として教育委員会に上げられている事案はないと認識しております。

以上、答弁とします。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

就学区域の見直しは非常に問題があることだとは聞いておりますけれども、先ほども教育長が言われましたように、人口減少による学校の生徒数がまだまだ、10年後、20年後は少なくなっていくことがあります。その面から、こういうことに関しては早目、早目に対応に取り組んでいく必要があると私は思っておりますので、一つその辺をよく見きわめて対応をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、成瀬徳夫君の質問を終わります。

---

○議長（熊谷隆男君）

次に、3番 渡邊康弘君。

〔3番 渡邊康弘 登壇〕

○3番（渡邊康弘君）

皆さん、おはようございます。議席番号3番 会派虹の渡邊康弘と申します。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、今回は標題2件の質問をさせていただきます。

市民の願いを行政に届け、少しでも多くの方に幸せを実感してもらえる町にしたいと願い、今回の一般質問をさせていただきます。

皆さんもご存知のとおり、日本人の2人に1人はがんにかかり、3人に1人はがんで死亡すると言われる時代になりました。私を含め、身近な問題として感じている事柄だと思っております。

そして、全国的にも大きな健康課題として、「がんによる死亡数の減少」、「がん患者及び家族の苦痛の軽減並びに生活の質の向上」、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」が訴えられています。

また、岐阜県でも「がん予防の推進」、「がんの早期発見」、「がん医療の充実」、「がんに関

する相談及び情報提供」を進めるため、計画が策定されております。

そんな中で、本市としても国や県だけに任せるのではなく、主体的に動く必要があるのではないのでしょうか。

ここで、標題1 がん予防対策についてを質問させていただきます。

厚生労働省によって、平成24年度から平成28年度までの5年間を対象として、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の基本的方向を定めるとともに、都道府県のがん対策推進の基本として、がん対策推進基本計画が策定されています。

岐阜県でも、平成22年9月に議員提案による岐阜県がん対策推進条例が施行されております。

また、平成25年度から平成29年度までの5年間を対象に「第2次岐阜県がん対策推進計画」を策定し、この計画をより実行性のあるものとするために、平成26年2月に「岐阜県がん対策推進計画アクションプラン」を策定し、全ての県民が、がんを知って予防に努め、例えがんになったとしても、がんを乗り越えられる社会の実現を目指すことを宣言しています。

その中で、市区町村が具体的に実施する施策を挙げられております。

公共機関における禁煙の推進、住民に対して禁煙や受動喫煙が健康に及ぼす害についての普及啓発、妊婦に対する健康教育の実施と禁煙支援、学校での喫煙防止教育の実施、胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん検診の実施、がん検診の精度管理の実施、がん検診に関する住民に対する普及啓発、一時的ながん相談の対応、がんに関する普及啓発等が示されております。

詳しくは、「岐阜県がん対策推進計画アクションプラン」を精読いただければと思います。

実際に、国や県がこのような指針を示している中で、本市の活動は市民に十分に普及啓発されているのでしょうか。そこで、確認の意味も兼ねて質問させていただきます。

要旨ア がん予防対策として本市が行う取り組みはどのようなか。民生部長、よろしく願いいたします。

**○議長（熊谷隆男君）**

民生部長 伊藤明芳君。

**○民生部長（伊藤明芳君）**

おはようございます。それでは、渡邊議員ご質問の標題1、がん予防対策について、要旨ア、がん予防対策として本市が行う取り組みはどのようなかについて、お答えをさせていただきます。

平成19年4月1日に施行された「がん対策基本法」に基づき、国はがん対策基本計画を策定し、県におかれましても、岐阜県がん対策基本計画を策定してがん予防対策を推進しておられます。これらの計画では、がんによる死亡者の減少を目標として、がん検診受診率50%を掲げられています。

本市におきましても、こうした国・県の計画を受け、健康づくり計画「みずなみ健康21」の中の健康管理分野で、がん検診の受診率向上を目標とし、がんの早期発見の取り組みを進めてきております。

具体的な対策としましては、健康増進法に基づき、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診を実施しており、胃がん・大腸がん・肺がん検診と乳がん検診は集団で

の検診、子宮頸がん検診は、土岐医師会のご協力のもと、各医療機関で行う個別検診として実施しております。

また、今年度からは、胃がんと関連性が高いと言われる「血清ピロリ菌抗体値検査」を胃がん発症の少ない年代に検査を行い、胃がんの発症予防と子どもへの感染防止を図ることを目的として、30歳代健診時に導入し、感染者には除菌治療の勧奨を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

3番 渡邊康弘君。

○3番（渡邊康弘君）

ただ今、回答をいただいた、がん予防対策の中にありましたがん検診ですが、現在、国立研究開発国立がん研究センターがん対策情報センターの最新の情報によりますと、2013年度の都道府県別がん検診受診率データによると、全国のがん検診の受診率といたしまして、胃がんが39.6%、大腸がんが37.9%、肺がんが42.3%、乳がんが34.2%、子宮頸がんが32.7%。岐阜県といたしましても、胃がん37.2%、大腸がん37.2%、肺がん40.9%、乳がん34.2%、子宮頸がん32.3%となっております。

では、瑞浪市のがん検診の受診率はどのようでしょうか。そこで、質問させていただきます。

要旨イ 本市のがん検診の受診率はどのようか。民生部長、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

民生部長 伊藤明芳君。

○民生部長（伊藤明芳君）

それでは、要旨イ、本市のがん検診の受診率はどのようかについて、お答えをさせていただきます。

本市における、職場で検診を受ける機会がないと思われる方の平成26年度の受診率につきましては、胃がん検診が、男性14.5%、女性12.5%、大腸がん検診が、男性20.4%、女性19.8%、肺がん検診は、男性13.8%、女性12.5%、乳がん検診は33.5%、子宮頸がん検診は25.2%となっており、過去3年間における受診率の状況で見ますと、胃がん・大腸がん・肺がん検診の男性の受診率及び乳がん検診の受診率が低下傾向にあります。

また、東濃保健所から提供されました40歳から69歳のデータから算定を行いました、平成26年度の東濃5市の平均受診率では、胃がん11.9%、大腸がん16.1%、肺がん19.6%、乳がん41.1%、子宮頸がん31.5%で、このデータによる本市の受診率は、どの検診におきましても東濃4市を上回っている状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

3番 渡邊康弘君。

○3番（渡邊康弘君）

東濃4市と比べてはというところもありますが、全国の自治体のデータと比較させていただきますと、少し低い値かと思えます。

実際には、受診率の一番低い都道府県というところになってくるんですが、大阪府が全ての項目で低い数値が出ておりまして、乳がんですと26.4%、子宮頸がんですと27.3%、大腸がんだと29.8%、胃がんですと30.2%、肺がんだと32.3%。これが最低の水準となっております。

逆に山形県の数値を見させていただきますと、胃がんが60.2%、肺がんが60.0%、乳がんが58.7%、子宮頸がんが55.1%、大腸がんが54.9%という、こういった50%以上の数値の受診率を誇っている自治体もあります。

こちらは都道府県と市町村の違いはありますので、一概にというところは言えませんが、こういったこれから大きく改善に取り組もうとしている自治体、また、一定の結果を出している自治体からは学ぶことは多くあると思えます。

こういった、実際に取り組んでいるものというところで、本市も既に取り組まれているところもあると思えますが、事例といたしまして、例えば、クイック検診というものがあります。これは男性向けの特別な検診として用意されておりまして、待ち時間の短縮、診察時間の明確化に配慮した検診を実施しています。内容といたしましては、待ち時間短縮のための「時間帯指定の検診」、また、仕事が休みでも受診ができる「土曜・日曜検診」、仕事前に受診できる「早朝受診」。

また、ほかの事例といたしまして、レディース検診、女性向けの特別な検診といたしまして、女性特有の要因に配慮した検診を実施しております。受診者が「女性のみ」、「女性医師・スタッフ」による検診、「託児サービス」あり、仕事が休みの日にも受診できる「土曜・日曜検診」が設けられています。

また、教育委員会等と協力いたしまして、子どもから家族への受診の推奨も行っている団体もあります。小学校へ受診を勧めるパンフレットの配布を行ったり、ポスターの作成を行うというところなんですけど、そういったところから、子どもたちから、孫たちから親、祖父、祖母世代に訴えてあげる。そういったことで受診率の向上を図れるというところを考えられているそうです。

そこで、質問です。要旨ウ、受診率を上げるための取り組みはどのようなか。民生部長、よろしくお願いたします。

**○議長（熊谷隆男君）**

民生部長 伊藤明芳君。

**○民生部長（伊藤明芳君）**

それでは、要旨ウ、受診率を上げるための取り組みはどのようなかについてお答えいたします。

現在、受診率を上げるために本市が行っている取り組みとしましては、年間の検診予定表を全世帯に配布し、広報みずなみやホームページに掲載するとともに、各検診で新規に対象となられた節目年齢の方全員に個別通知をして、受診勧奨を行っております。

要旨アでお答えしました、集団で行う「胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん検診」では、保健センターだけでなく、地区のコミュニティーセンターへ出向いた検診も実施しておりますし、胃が

ん・大腸がん・肺がん検診は、受診者の希望により3つの検診が同日に受診できる体制としております。

また、保健センターでは、平成27年度は年間6日間の日曜日検診を実施しておりますし、医療機関で行う子宮頸がん検診におきましては、平日の午後や土曜日などの診療時間内に、受診者の都合に合わせた受診が可能となっております。

また、大腸がん検診におきましては、未受診者対策として、平成26年度は再勧奨を行い、夜8時までの夜間検診を2日間、及び休日検診を1日実施し、平成27年度では夜間検診を2日間、休日検診1日に加えて、朝8時からの早朝検診につきましても1日実施しております。

今後も受診を勧奨する通知文章の改善や、受診しやすい環境の一つとして、休日検診の日程をふやす方向で関係機関と協議するなど、さらなる受診率向上に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

3番 渡邊康弘君。

○3番（渡邊康弘君）

今ご答弁いただいた、多くの取り組みをしていただいているようです。しっかりと啓発していただいて、本市のがん検診の受診率向上に努めていただければと思います。

日本の最新のがん統計のまとめといたしまして、2015年予測として、新たに診断された人、罹患数というものが98万2,100例で、2014年予測値より約10万例増となっております。

この数字の増加は、がん登録の精度の向上や前立腺がんのP A S検診の普及、女性のがん検診受診率の増加が要因と考えられておりますが、本市でもまず、患者の数をはっきりと把握することが支援への第一歩と考えられております。

そこで、質問です。要旨エ 本市のがん患者数を把握しているか。民生部長、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

民生部長 伊藤明芳君。

○民生部長（伊藤明芳君）

それでは、要旨エ、本市のがん患者数を把握しているかについて、お答えをさせていただきます。

本市におけるがん患者さんにつきましては、全てを把握することはできませんが、市が行うがん検診の精密検査者の結果による発見者数、国民健康保険レセプトからは治療者数、また、岐阜県が発行する「東濃西部の公衆衛生」による人口動態統計から、死亡者数を確認することができます。

がん検診により発見された方は、がんの疑いも含めて、平成26年度では、胃がん4名、大腸がん3名、肺がん2名、乳がん5名、子宮頸がん2名の合計16名で、がんの発見率につきましては、部位により異なりますが、0.2%から0.3%前後となっております。

次に、75歳未満の方の国民健康保険のレセプトでは、平成26年4月から平成27年3月までの1年間に、一月でもがん治療のあった方は、男性279名、女性234名の合計513名で、主要部位別では、

直腸・結腸などの大腸がんが100名と最も多く、胃がん64名、肺がん37名となっており、これらのがん患者さんは女性より男性の方が多く、乳がんは77名で、女性のがんの中で最も多くを占め、子宮がんは17名となっております。

「東濃西部の公衆衛生」で確認する、本市のがんが原因による死亡者数につきましては、平成21年から平成25年の5年間で596名となり、毎年120名前後の方が、がんが原因で亡くなられておられます。また、がんの部位別での5年間の平均では、胃がん20名、気管支または肺がん17.4名、大腸がん16.2名、乳がん3.8名、子宮がん2.2名となり、男女比としましては、6対4で男性の死亡者数が高くなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

3番 渡邊康弘君。

○3番（渡邊康弘君）

把握している人数だけでも、それだけ多くの方ががんに向き合い、治療されているということがわかります。

そういった方やその家族のがんによる苦痛を和らげることを目的とする活動である、緩和ケアの必要性があるのではないのでしょうか。

緩和ケアと聞くと、がんが進行した患者さんに対するケアと誤解し、「まだ緩和ケアを受ける時期でない」、「病院や医師の指示がないから大丈夫」と思い込んでいる患者さんや家族も少なくないようです。

また、一般の方には、その理解すらない方もいます。しかし、がんが進行してからだけではなく、がんと診断されたその日から必要に応じて行われるものです。

専門的な緩和ケアは、主に緩和ケア病棟への入院という方法と、緩和ケアチームの診療という2つです。

医療的・精神的部分では、東濃地区では岐阜県立多治見病院で緩和ケアを受けることができます。

そして、本市でも専門的知識を持って、がん患者とその家族一人一人の心の様々なつらさを和らげ、より豊かな人生を送ることができるように支え、病気に伴う心の痛みを和らげ、患者さんとその家族が自分らしく生きられるようにと、緩和ケアの活動をことしの11月より自主的に行ってくださっている方が見えます。

そういった活動に対して、ハートピアなどの市の施設を貸し出したり、広報等で市民の方に周知することから、行政が支援し、一人でも多くの方の心のケアを行う場所をつくってはどうか。

そこで、質問です、要旨オ、がんによる苦痛を和らげることを目的とする活動に対する支援はできないか。民生部長、よろしく申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

民生部長 伊藤明芳君。

○民生部長（伊藤明芳君）

それでは、要旨オ、がんによる苦痛を和らげることを目的とする活動に対する支援はできないかについて、お答えをさせていただきます。

国立がん研究センターの推計によりますと、生涯のうちのがんに罹患する確立は2人に1人とされており、誰もが罹患する可能性のある病気となってきております。

がんになると、痛み・不眠等の「身体的苦痛」、不安・いら立ち・鬱状態などの「精神的苦痛」、経済問題・仕事の問題などの「社会的苦痛」、死への恐怖など複数の苦痛を伴うと言われており、県は第2期岐阜県がん対策推進計画において、これらの苦痛に対する緩和ケアの提供体制の充実を掲げられています。

東濃地域では、平成17年1月より、岐阜県多治見病院が「地域がん診療連携拠点病院」に指定され、手術や化学療法、放射線療法などをあわせた治療を提供するとともに、緩和ケアの実施や、医師、看護師、薬剤師などの専門相談員による「がん相談支援センター」、がん患者として治療経験者による患者支援「ほっとサロン」を設置し、患者さんや家族の様々な相談や、不安などに対する支援体制を整えられておられます。

先ほど、渡邊議員からご紹介がありましたように、今まで、拠点病院内のみの活動であった「サロン」のような活動を地域で発足し、活動されることは、対象となられる方々にとって心の大きな支えになるものと考えます。

市としましても、こうした活動を広報等で周知し、一人でも多くの方が参加し、少しでも心の負担軽減につながるよう支援させていただきたいと思っております。また、市内でサロンと同様の活動がされる場合には、気軽に利用でき、また、参加できる場所としまして、市民福祉センターを利用させていただくことが可能でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

3番 渡邊康弘君。

○3番（渡邊康弘君）

ありがとうございます。しっかりとした支援をしていただき、一人でも多くの方が自分らしく生きていただける環境を整えたいと願っております。

それでは、標題2、まちづくり推進組織や市民団体の活動についてに移らせていただきます。

現在、本市では、中京学院大学と中京短期大学の大学が2校、岐阜県立瑞浪高等学校、中京高等学校、麗澤瑞浪高等学校の高等学校が3校、中学校、小学校が各7校と、市内には19校の学校が存在しています。

その中には、今でも自治体、地域や企業との協力で、率先して事業やボランティアに参加している学生も存在します。ただ、これだけ多くの学校があり、学生がいるにも関わらず、その存在を生かす環境が余りにも弱いのではないのでしょうか。

平成27年に行われた「高校生・大学生の就職・就学に関するアンケート」の、「これからも瑞浪市に住み続けたいと思いませんか」という、瑞浪市に住む学生に行った質問の回答では、「できれば

他市町村へ移転したい20.7%」、「すぐにでも他市町村へ移転したい11.2%」、「わからない35.3%」という結果でした。

こういった思いを持つ年代の若者たちが活躍できる場所、環境をつくり、活動に参加する中で、心境に変化が生まれ、瑞浪市を好きになっていき、瑞浪に住み続けてくれるのではないのでしょうか。

先ほど述べたように、本市には多くの学生が存在します。そして、平成25年に行われた「第6次瑞浪市総合計画の策定に向けた高校生・大学生 まちづくりアンケート」の結果にもあるように、回答があった過半数近くの49.2%の学生が、ボランティア活動・公共活動に参加したいと答えています。

参加を希望する内容としまして、地域のお祭りや文化・スポーツ行事などへの参加、地域の清掃活動や花植えなどの美化活動への参加、高齢者や障がい者などに対する支援活動の実施や、防災訓練、救命講習への参加となっています。

残念なことは、アンケートでは市内に設立されている「まちづくり推進組織」の行う行事への協力・参加は5.9%と低いものでした。

ただ、これはまちづくり推進組織がどういうものか、周知されていないだけではないのでしょうか。実際、学生たちが参加したいと言った地域のお祭りや文化・スポーツ行事など、活動の中心を担っているのがまちづくり推進組織です。

だからこそ、学生にまちづくり推進組織の活動を知ってもらい、行事にボランティアとして参加してもらうことで、地域との関係を築いていくきっかけを提供してはどうかでしょうか。

そこで、質問です。要旨ア まちづくり推進組織への学生参加の促進を行ってはどうか。まちづくり推進部長、よろしくお願いいたします。

**○議長（熊谷隆男君）**

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

**○まちづくり推進部長（加藤誠二君）**

それでは、失礼いたします。標題2、まちづくり推進組織や市民団体の活動について、要旨ア、まちづくり推進組織への学生参加の促進を行ってはどうかについてお答えいたします。

本年7月1日に施行された「瑞浪市まちづくり基本条例」第9条において、「子ども」や「若者」のまちづくりへの参加が規定されております。学生のまちづくり推進組織への参加も、まさにそういう意味において求められておまして、進めてまいりたいと考えております。

現状を申しますと、例えば、稲津町では町民運動会や映画会の運営などに中学生のボランティアが活躍されておられますし、釜戸町においても、夏祭りの企画から運営まで中学生が大いに活躍されたとお聞きしております。こうした例はほかにも数多くあり、各まちづくり推進組織の中でも「子ども」、「若者」とともにまちづくりを進めるという意識が高まっているものと感じております。

今後の課題でございますが、高校生の参加や中学校統合後の中学生の参加のあり方などがございます。

高校生につきましては、まちづくりへの参加となると域学連携というように、通学する学校単位での参加ということになります。中京高等学校等でチャレンジショップの実施やバサラカーニバルへのボランティア参加などを既に実施していただいておりますが、今後、こうした取り組みを明確に位置づけるべく、高等学校との域学連携協定といったものを締結し、更に促進していくことを検討してまいりたいと考えております。

また、中学生については、現在、中学校からの要望に対し、まちづくりについての出前講座を実施しております。今後、中学校統合の際には、学校単位でのまちづくり事業への参加ということではなく、住所のある地域でのまちづくり参加が基本となると思いますが、学校でもまちづくり活動への参加にご理解をいただくよう、協議を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（熊谷隆男君）**

3番 渡邊康弘君。

**○3番（渡邊康弘君）**

ありがとうございます。今まで以上に啓発を進め、協力体制を構築していただければ思っておりますので、よろしくお願いいたします。

行政が行う行事だけでなく、瑞浪市中央公民館などの各地域の公民館で開催される事業や、まちづくり推進組織が行う事業は、その地域のためだけのものではないものです。なぜなら、公民館の指定管理の委託費用もまちづくり推進組織への交付金も、財源は市民の公平な負担に基づく税金であるからです。

また、今年度7月より施行されました瑞浪市まちづくり基本条例の第2章第4条第2号では、「市民参加の原則」の解説として、「まちづくりは、市民が市政やまちづくりに積極的に参加できる環境を整える必要があります。市は、市民参加が保障されるよう制度整備を行います。また、自治会やまちづくり推進組織、諸団体においても市民が参加しやすいよう、開かれた組織とし民主的な運営を行います。」と明記されています。

現在の公民館活動は、中央公民館のある文化センターとまちづくり推進組織が指定管理を受けている各公民館が、個々にポスター、チラシやホームページ等で広報が行われております。行政としても、より開かれた活動をするために、文化センターのホームページ内に今年度12月より市内各地区公民館のイベント情報を追加して、各地区の公民館のホームページに移動できるように改善されました。また、1月より新たな計画を予定しているとも聞いております。

そこで、質問です。要旨イ、公民館活動の情報共有はどのようなか。教育委員会事務局長、よろしくお願いいたします。

**○議長（熊谷隆男君）**

教育委員会事務局長 伊藤正徳君。

**○教育委員会事務局長（伊藤正徳君）**

おはようございます。それでは、議員ご質問の要旨イ、公民館活動の情報共有はどのようなかにつ

いて、お答えさせていただきます。

各公民館活動の情報につきましては、公民館や文化施設などが実施する講座やイベントの概要を掲載した「平成27年度生涯学習ガイドブック」を刊行し、本年5月に全戸に配布させていただいたところでございます。このガイドブックにより、市民の皆様は、1年間の公民館や文化施設などの多種多様な学習講座や学習関係の催し物などの開催状況を広く公開し、情報発信を行っているところです。

また、議員からもご紹介いただきましたように、市のホームページにおきまして、「市内各地区公民館のイベント情報」として各公民館へのリンクを、本年12月1日から開始したところでございます。このことにより、市内の公民館活動などの情報をより早く、広く、手軽に市民の皆様が入手することができるようになったというふうに考えております。

今後も一層、市民への情報公開や公民館活動などの情報発信に努めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

3番 渡邊康弘君。

○3番（渡邊康弘君）

ありがとうございます。前向きな検討を重ねていただき、広く市民に公共サービスを提供しようという努力をしている姿を感じさせていただきます。

ただ、ホームページの特性として、クリックしてページが移動するたびに、利用者の満足度は下がります。実際に使用して感じる意見になりますが、3クリック、4クリックしないと目的のページまで届かないというのが現状です。クリックしてページが移動するたびに、ホームページからの離脱率は高くなります。

そこで、ICT等を利用しリアルタイムで情報共有を行い、全地域の情報を網羅したイベントカレンダーをトップページに掲載することで、スマートフォンなどで気軽に閲覧し、情報を得ることができるようにすることが、積極的に参加できる環境をつくる第一歩ではないでしょうか。そういった部分を、また今後、担当部署等で検討していただければと思います。

また、まちづくり推進組織も、現状では個々の努力によってホームページやチラシ等を活用して広報を行っていますが、個々に格差があり、本市全体の情報を網羅していると言える環境ではなく、市民の方が情報を取得し、他の地域の事業に参加するには大変な労力が必要とされております。これは決して開かれた環境が整っているとは言えません。

それと同時に、まちづくり推進組織の活動だけでなく、本市で活動されるNPOやボランティア団体の活動情報も公開を求められております。これは先の学生との議会報告会の中でも、「本市でボランティア活動に参加したいが情報がない」という意見がありました。

その情報や活動が公開されることで、気軽に参加される方もふえていくのではないのでしょうか。

そういう意味でも、しっかりとNPO、ボランティア団体の把握も大切になってくると思います。

まちづくり推進組織、NPO、ボランティア団体の活動状況の内容をしっかりと公開するとともに、その情報を各団体で共有することが、相互の協力や市民の方々が気軽にメンバーとして参加する、また、サービスを提供する第一歩ではないでしょうか。

そこで質問です。要旨ウ、まちづくり推進組織、NPO、ボランティア団体の情報共有と公開を行ってはどうか。まちづくり推進部長、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

それでは、要旨ウ、まちづくり推進組織、NPO、ボランティア団体の情報共有と公開を行ってはどうかについてお答えいたします。

まちづくり推進組織は、市内各地区に計8団体ございます。また、市内で活動するNPO法人の数ですが、11月末時点で岐阜県の認証を受けている組織が14団体、ボランティア団体につきましては、本市の社会福祉協議会のボランティア連絡協議会に登録のあるものが17団体でございます。

情報共有と公開につきましては、現在のところ、まちづくり推進組織はホームページや機関誌の発行、SNSによる情報発信を行い、NPO法人については、各団体の拠点やホームページ等において、また、任意のボランティア団体については、社会福祉協議会のボランティアセンターやホームページ等で、それぞれ工夫して情報を発信してみえます。

市内8地区のまちづくり推進組織は、地域の課題解消、活性化という同じ理念のもとで活動していることから、連絡会を設け、「情報の共有」をしています。また、組織の方針や活動内容が異なるNPO法人に関しては、連携は余りとられていない状況ですが、任意のボランティア団体につきましては、ボランティア連絡協議会の場での情報共有に加え、市長と語る会等により、市と連携し、課題を共有する場も有しております。

本市においては、現在、改修工事中の市役所西分庁舎に「まちづくりに関する情報を発信するコーナー」を設けることとしております。

各種団体の活動内容や意向にもよりますが、この情報発信コーナーにおいて、まちづくり推進組織の情報のほか、NPO法人、ボランティア団体などの情報も紹介することで、お互いの関係者や来訪する市民にも、それぞれの団体の取り組みや活動を知っていただくことが可能となり、情報の共有や連携した活動も期待できると考えております。

また、そこで興味を持たれた事業、イベントに、当該団体の役員以外の方や、当該地域外にお住まいの方など、新しい方が積極的に参加していただくことが「協働のまちづくりの進展」、「地域の活性化」につながるのではないかと期待しております。

Web上に各種団体の情報を一括して掲載してはどうかとのご提案でございますが、各種団体はそれぞれが掲げる理念に基づき活動をされておられます。全て市が公認、把握をしている活動ではないため、メンバー募集状況等の情報更新を含め、市が統一して情報ページを持ち、管理することは、現在のところ考えておりません。今後、NPO法人や市民団体等々、こうした部分を担ってい

ただければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（熊谷隆男君）**

3番 渡邊康弘君。

**○3番（渡邊康弘君）**

しっかりとした拠点ができるということになりますので、各種団体等も含めて、まだまだ検討の余地もあると思いますので、多くのことを検討していただいて、よりよいまちづくり活動ができる環境を整えたいと思っております。

最後に、現在活動されている学生ボランティアやチャレンジ研究室のメンバーが中心となり、全市民的なまちづくり活動の地域のプラットフォームをつくってはどうかと考えております。

例えば、行政や企業からの支援情報の発信、各種団体の活動のサポートや監査、各団体や個人とのマッチング事業、各団体の連携強化と情報共有のための連絡会議等の開催、学生ボランティアやチャレンジ研究室卒業後の環境づくり等が考えられます。

そういった中で、地域に根つき、自治体活動やまちづくり推進組織の一員として本市の未来を担ってくれる人材になっていくと思います。

そこで質問です。要旨エ、全市民的なまちづくりを行う若者全体のプラットフォームをつくってはどうか。まちづくり推進部長、よろしく願いいたします。

**○議長（熊谷隆男君）**

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

**○まちづくり推進部長（加藤誠二君）**

それでは、要旨エ、全市民的なまちづくりを行う若者全体のプラットフォームをつくってはどうかについてお答えいたします。

まちづくり基本条例でも触れております「若者のまちづくりへの参加」についての取り組みの一つとして、本年10月に「夢づくり若者チャレンジ研究室」を立ち上げました。

この研究室は、公募により参加いただいた20代から30代前半の若者、計12名で構成されております。若者の視点からまちづくり活動の活性化について考え、市内8地区のまちづくり推進組織で形成される「まちづくり推進協議会連絡会」に対し、来年度中に事業提案を行うことを目標に活動を開始したところでございます。各地区のまちづくり推進組織から事業の実施採択を受けた場合は、この研究員の皆さんも一緒に事業に参加していただくこととなります。

今後、この「チャレンジ研究室」での活動を経験された若者が、各地区のまちづくり推進組織に加わり、その力を発揮していただく。そして、また次の研究員も様々な形でまちづくりにかかわっていく。そういった形が理想であると考えております。

こうした形になれば、「チャレンジ研究室」が、議員ご提案のプラットフォームの役割の一部を果たすものと考えておりますが、研究室も動き始めたばかりでございまして、今後、様々な可能性を探りながら、チャレンジ研究室が更に発展していくよう、検討してまいりたいと思っております。

また、若者の視点からまちづくり活動の活性化を目指す点では、瑞浪青年会議所とチャレンジ研究室との連携も有効と考えますので、今後、検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

3番 渡邊康弘君。

○3番（渡邊康弘君）

非常に楽しい答弁、ありがとうございました。

これから10年、20年先を見据えて、ここにおられる先輩方の知識や経験を学び、私たち若者が地域の担い手として活躍できる環境をつくっていかれたらと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、渡邊康弘君の質問を終わります。

---

○議長（熊谷隆男君）

ここで、暫時休憩をします。

休憩時間は、10時45分までといたします。

午前10時30分 休憩

---

午前10時45分 再開

○議長（熊谷隆男君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（熊谷隆男君）

次に、15番 柴田増三君。

[15番 柴田増三 登壇]

○15番（柴田増三君）

15番 新政みずなみの柴田ですが、通告に従いまして、本日は2題について質問をさせていただきます。

初めに、標題1、河川及び道路沿いの立木・雑草の処理についてでございます。

このことについては、これまでも他の議員も様々な視点から質問をされてきました。

河川の中の立木の伐採除去、あるいは、道路沿いの老朽木伐採、草刈り等、地域要望においても取り上げられてきました。こうした要望も緊急性を要しないこと、あるいは、市内道路の総延長の長さ等のことも挙げられまして、全てに対応することは難しいとの理由で、地域住民の協力に委ねられてきた状況があるわけですが、道路沿いの老朽木等については、災害等による倒木や道路の安全確保等を勘案した中で、緊急性のあるところについては伐採除去等がされてきたわけです。

けれども、今日の超高齢化が進む中で、道路沿いの田畑の法面さえ、今まではできてきたけれども、あるいは、今後、できなくなると言われるような方が多くなってきております。

ましてや、道路沿いの山の老朽木や道路、歩道にはみ出した枝木の処理などには、到底手がつけられないような状況にあるわけですがけれども、そこで、本来、市がやるべきこと、また、地権者がやるべきことについての確認の意味で、要旨ア、基本的な考え方はどのようなか、建設部長にお伺いいたします。

**○議長（熊谷隆男君）**

建設部長 石田智久君。

**○建設部長（石田智久君）**

それでは、標題1、河川及び道路沿いの立木・雑草の処理について、要旨ア、基本的な考え方はどのようなかについてお答えします。

河川及び道路沿いの立木や雑草の処理につきましては、その立木や雑草が生えている土地所有者の責任において行うものであると考えております。

また、本市の管理する道路延長は約529キロメートルあり、その沿線全ての雑草処理等を市で行うことは困難です。そのため、市民との協働による公共施設の美化と保全活動の推進を目的とした里親制度により、自治会や市民活動団体など59団体、約2,500人の方にご協力いただいております。

この制度では、市が作業に必要な消耗品の支給及び瑞浪市市民活動補償制度による保険の加入を行い、登録団体が草刈り作業等を行っていただくことにより、道路等公共施設の美化や保全活動を協働しているものです。

ただし、例外的事例としまして、倒木等により道路の通行が不能となってしまったなど、緊急を要する事案につきましては、市で対応しております。

以上、答弁といたします。

**○議長（熊谷隆男君）**

15番 柴田増三君。

**○15番（柴田増三君）**

基本的には、地権者の責任においてやるのが原則だということ、そして、緊急性、いわゆる道路の倒木について、道路の通行に支障があるものは緊急的に市が関与してやるよというようなことでした。

現在、里親制度を利用した中でも、59団体ですかね。そういった2,500人が携わってみえるという答弁をいただいたわけです。

それでは、次に移りますけれども、こうした市道・幹線道路沿いの草刈り、立木・枝木の伐採、あるいは、河川内の草・木の伐採等を地域住民が行った場合、今までやってきたよというお話があったわけですが、刈り取った草や立木、まあ、枝木の伐採をしたものの処理についてどのように扱うのか。例えば、そのまま地域の人が行ったら、地域の人が処理するんですけども、当然、それについての処分代とかそういったものもあるわけですが、そういった面について、要旨イ、

地域住民等ボランティアによる立木の伐採、草刈等により生じる草木の処理方法はどのようなか、建設部長にお伺いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、要旨イ、地域住民等ボランティアによる立木の伐採、草刈等により生じる草木の処理方法はどのようなかについてお答えします。

地域住民等ボランティアによる草刈等で生じた草木につきましては、市からボランティア袋を提供いたしますので、ボランティア袋に入れて市の可燃ごみ集積所に出していただくことができます。また、クリーンセンターに直接持ち込まれる場合は、事前に管理担当部署へご連絡いただければ、無償にて持ち込みができるように手続きいたします。

また、岐阜県は、県が管理している道路・河川について、ボランティアによる伐木等の運搬処理を行うこともあるそうです。

ボランティア活動いただける際に、管理担当部署にご連絡いただければ対応いたしますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

15番 柴田増三君。

○15番（柴田増三君）

手続きをする中で、無償でそういったものの処理を、クリーンセンターへ持ち込んでいただければ結構ということですがけれども、例えば、道路、公共の部分はいいんですけれども、例えば、公共の部分に接している部分で、先ほど言いましたけれども、高齢でなかなかできないよといった部分をみんなが手伝ってやって処理をした部分というのは、それは民間の土地から出たものだから、それはあかんよということになるのか。その辺のところを、ちょっと済みませんが、再質問をお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

要旨アで答弁いたしましたように、民地については地主さんが処理していただくというのが大原則だと思います。

○議長（熊谷隆男君）

15番 柴田増三君。

○15番（柴田増三君）

地主さんが処理ということは、有料で処理をしてください。手伝った方も、それはその人からお金をもらってくれというようなことだろうと思います。

次に、今日の急速に進む、先ほども言いましたけれども、超高齢化や人口減少の中で、市民との協

働という建前だけではなかなかできない状況に迫られてきている。まあ、その手伝いをしないかんという部分があるわけですけども、道路沿いに生い茂った草木や河川内の立木等については、景観も配慮したことが必要になってくるんじゃないかなという思いがしておりますけれども、緊急性がないと言われ、なかなか処理されない河川内の立木にしても、身近な地域住民にとっては、いつ何どき豪雨災害に見舞われるか心配なところでもあります。

近年、市道等の草刈りを身近な地域住民によって委託事業として行っている自治体もあるようです。

そんな中で、要旨ウに入りますけれども、地域住民等ボランティア組織のような形でつくって、そういった業務をやるということについて、業務委託するようなことについてはどのように考えているのか。また、こうした市道等の草刈りや立木の処理に対して、昨年度実績はどのようであったのか、建設部長にお伺いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、要旨ウ、地域住民等ボランティア組織に対し、業務委託することについてどのように考えるかについてお答えします。

地域住民等ボランティア組織の活動につきましては、要旨アで答弁いたしましたが、里親に登録していただきますと、作業に使用する軍手、草刈り機の燃料等を支給いたします。また、瑞浪市市民活動補償制度により保険が適用され、安心して作業を行っていただくことができますので、ぜひご活用ください。

また、議員がおっしゃる地域住民等ボランティア組織とは、まちづくり推進協議会等を指されているのかとは思いますが、市としましては、草刈り機及びチェーンソーなど、危険を伴う機器を取り扱うことから、業務を受託する場合、作業者の資格取得や安全性の確保、処理にかかわる運搬許可の取得、市の請負業者としての登録等が必要となりますが、基準が満たされれば業務委託することも可能であると考えております。

また、立木の量とか、回数とか、ちょっと今数字を持ち合わせておりませんので、申しわけありません。

○議長（熊谷隆男君）

15番 柴田増三君。

○15番（柴田増三君）

立木の量ということじゃなくて、昨年、こういったことで実際に市がかかわったよ、あるいは、地域住民にこういった部分がされたよという、そういった実績の部分はないということですか。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

里親活動の中でやっていただいている場合は、活動団体の数掛ける2回ぐらいは全てかかわって、草木の処理等は協力しておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（熊谷隆男君）

15番 柴田増三君。

○15番（柴田増三君）

そういう意味で言ったわけじゃないけども、市が実際に事業として。

○建設部長（石田智久君）

ああ、委託したかということですか。

○15番（柴田増三君）

うん。委託の部分と、それから、市が実際に実施した部分やね。どの程度あったのかという。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

ボランティア団体に委託を出したことは、土木課としては1団体あるだけです。

今ちょっと、その面積とか量については持ち合わせておりませんので、済みません。

○議長（熊谷隆男君）

15番 柴田増三君。

○15番（柴田増三君）

まあ、今後、本当に地域住民のこういった形の中で、里親制度が有効に使われて、やってくれるのが一番ベターだろうとは思いますが、そういった中で、ぜひとも市も協力的に、協働ということをいろんな形で言ってみえるわけですから、ぜひともご協力をいただき、スムーズに地域の中でそういったことができるような仕組みづくりをこれからやっていこうかなと思っていますけれども、そういった中でもぜひまたご相談をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次に、標題2に移ります。

スポーツ振興と施設の管理運営についてでありますけれども、これまでもスポーツに関しては、スポーツ振興と健康づくり、あるいは、スポーツ環境の充実、学校でのスポーツ、子どもの体力向上について等々、様々な観点から質問、あるいは提案をさせていただきましたけれども、最近、私自身の長いかかわりの中から感じていることは、大人も子どももスポーツ、運動をする人、しない人の二極化、あるいは、スポーツ離れが進んでいるような感じを受けます。

また、急速に進む高齢化、少子化、更には人口減少社会の中で、スポーツ大会・競技等に参加、あるいは、かかわる人も年々減少傾向にあるような状況を感じております。

反面、スポーツの多様化、健康志向への関心、高まりとともに、競技や団体活動から個々での体力向上に向けた取り組みへと変化をしている状況でもあると思ひております。

こうした状況下、誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、あるいは、興味、目的に応じて、いつで

もどこでも、いつまでもスポーツに親しみ、楽しみながら取り組むことができる生涯スポーツ社会の実現、あるいは、スポーツ環境の整備を進めることは、重要な課題であると感じておりますけれども、スポーツ振興、活動を通しての地域の創造、あるいは、活力ある地域づくり、コミュニティ形成の推進としては、スポーツの持つ力が大変あると思っております。

そういった力がスポーツにはあると私は思っておりますけれども、生涯スポーツ社会の実現には、スポーツ関係団体、区長会、それから、まちづくり組織、学校等、それぞれの持つ機能を活用して連携する中で、進める必要が重要じゃないかと思っております。

本市も、市民1人1スポーツの実現を掲げ、取り組んでみえるところでもあります。

要旨アに移りますが、生涯スポーツの現状と課題はどのようなか。教育委員会事務局長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（熊谷隆男君）**

教育委員会事務局長 伊藤正徳君。

**○教育委員会事務局長（伊藤正徳君）**

それでは、失礼いたします。柴田議員ご質問の標題2、スポーツ振興と施設の管理運営について、要旨ア、生涯スポーツの現状と課題はどのようなかについてお答えします。

本市では、生涯スポーツの振興目標として、4つの目標を掲げております。

1つ目は、「子どもたちにスポーツをする楽しさと技術を伝える機会の創設」、2つ目に、「市民がスポーツに接する機会の増加」、3つ目、「スポーツ技術の向上と競技人口の拡大」、4つ目としまして、「地域の中でスポーツに親しめる環境づくり」を掲げております。

この振興目標を達成するため、市民体育大会や各種競技別大会などの競技スポーツは広く行われております。延べ参加者数も増加傾向となっておりますが、参加が特定の方々に限られているというのが現状となっております。

また、子どもたちを対象としたスポーツでは、トップアスリート事業やスポーツ教室開催などの実施により、幅広くスポーツに親しむ機会の増加に努めておりますが、まだまだ参加者が少ないのが現状でございます。

議員が中心になって地元で取り組んでみえます「稲津スポーツ文化クラブ」では、まちづくり推進協議会などと連携して、地域住民の健康づくり、生きがいを旨として活動されてみえます。

このような活動は、他の地域では見られないことから、今後も一層、まちづくり組織やスポーツ団体などとの連携を図ることや、スポーツの魅力を発信していくことが課題と捉えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（熊谷隆男君）**

15番 柴田増三君。

**○15番（柴田増三君）**

やはりスポーツを広げるためには、地域それぞれの連携が必要ではあるかと思っておりますけれども、やはり現在、地域間格差というか、そういった温度差がそれぞれ地域の中にもあると思っております。団

体の取り組み方、あるいは、団体の考え方、そういった部分があるわけですがけれども、やはり積極的にそういった生涯スポーツの実現に向けて振興、あるいは、活力づくりに向けて、地域で推進をしていくということは非常に重要なことと思っております。

こういった意味で、ぜひとも、私はスポーツ推進委員をやっているわけですがけれども、その中で、なかなか地域の中にそういった理解をしていただけない部分が多々あることも感じているわけですがけれども、こういった団体ですね。それぞれのまちづくり、あるいは、区長会等も含めまして、また、その中にある、地域にある体育部会、それぞれの地区によって名称等が違うわけですがけれども、そういったところにも積極的に協力体制をとる中で、ぜひともやっていきたいという部分があります。

市の管轄してみえる部分ですね。そういった組織に対しても、ぜひ市の中にある組織として、こういった部分があるよということで、ご協力の助言等を各団体にもしていただく中で、それぞれこういったスポーツ振興の中で取り組んでいきたい。まあ、連携を密にしていきたいという部分がありますので、そういった部分についても、市のほうからもぜひとも助言をしていただきたいな、そう思っております。

再質問に入りますけれども、最近、国は生活習慣病の予防や重病化の抑制、あるいは、健康寿命を1歳以上延ばすことを施策として、生活習慣病受診率を81%に上げるよと。最近、新聞にも出ておりましたが、メタボ人口を25%に削減するよと、そんなことも打ち出してまいりました。体力の向上とともに、メタボの解消には有酸素運動が非常に効果があるとされています。

加えて、最近ではアルツハイマー病の予防・改善にも非常に効果があるというようなデータも出され、証明されておりますけれども、先に述べたように、体力の向上、健康づくり、健康志向への関心、高まりはすごく増加しております。

そういった中で再質問させていただきますけれども、生涯スポーツの推進を行う上で、その目的として、健康増進を掲げた事業を多く展開していくことについてどうなのか。教育委員会事務局長にお伺いいたします。

**○議長（熊谷隆男君）**

教育委員会事務局長 伊藤正徳君。

**○教育委員会事務局長（伊藤正徳君）**

ただ今、ご質問いただきました、生涯スポーツの推進を行う上で、その目的の一つとして健康増進を掲げた事業を展開してはどうかについて、お答えさせていただきます。

近年、ブームになっております「ウォーキング」や「ノルディックウォーキング」などは、議員からもご紹介いただきましたように、すぐれた有酸素運動であり、脂肪燃焼やダイエットに効果が高く、生活習慣病の予防、改善が見込まれると言われております。

これらの運動は、高齢者でも気軽に始めることができるため、「健康まつり」などで現在、普及に努めているところでございます。

また、現在、市民体育館のトレーニング室では、トレーニングシステムに新たな機能として、利

用者のセルフチェックに基づく細やかなトレーニングメニューの提案機能の追加などを予定しており、健康増進にも役立てていただけるものと考えております。

今後も今まで以上に、各種事業を実施する上で、参加者が健康増進を実感できるような施策となるよう、健康づくり課などの関係部署との連携を図りながら推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とします。

○議長（熊谷隆男君）

15番 柴田増三君。

○15番（柴田増三君）

まあ、トレーニングルームのシステムの再構築をしているということですが、ぜひともそういった中で、トレーニングルーム、最近、随分ふえてきているわけですが、活用した体力測定。いつも文部科学省の体力測定なんか、データをとってくれというようなことが市にも来てると思っておりますけども、そういったものを活用する中で、ぜひとも市民の体力実態を調べるというのも、今後、それらを反映させて健康増進事業に結びつけていく。そういったことも利用できるんじゃないかなというようなことを思っております。

いずれにしても、実践したものが、それぞれの体力の向上、健康実態を実感できるような形にしていく必要があるようなことを思っております。

ぜひとも、こうした体力づくり、あるいは、健康づくりのさらなる推進の原動力になるような形で、そういった有効に施設を活用していただいて、先ほども言いましたけど、これをやるためにも、一部の者だけではだめですので、ぜひともスポーツ団体関係者、それから、まちづくり団体、そういった市の関係部署もそれぞれあるかと思えます。まあ、それに関係した部分もあるわけですが、そういった部分も視野に入れる中で、ぜひとも連携を強めていきたいなと思っております。まあ、こういった取り組みがぜひとも必要だと感じておりますので、またよろしくお願ひしたいなと思っております。

次に、学校での運動への取り組みについてですが、『みずなみの子ども』、先ほど配られましたけれども、黄色の冊子でしたけれども、「健康診断・体格・運動能力・体力」というような形の冊子、議員のみんなにも配られた冊子がありますけれども、こういった冊子をいただいておりますけれども、そういった中にもありましたけれども、それによりますと、体格面では多くの学年で、男女とも全国と比較して小柄であるものの、運動能力、体力に関してはほとんどの種目で全国平均を上回っておるといような結果が発表されております。特に中学校の運動能力は、全国と比較しても多くの種目で高い結果が得られているということで、大変喜ばしいことではありますけれども、生徒の中でも運動の得意な子、あるいは苦手な子、文化活動の好きな子、それぞれ様々な子があるわけですが、とりわけ、子どものころは一つだけのスポーツ、1種目のスポーツだけではなくて、多種目のスポーツ・運動にかかわった子のほうが運動能力が高くなるという傾向にあることもデータで示されております。

「スポーツジャパン特集号」によりますと、またここはスポーツ少年団の「魅力」と「課題」というような形の中で特集が組まれておりましたけれども、運動不足による体力低下は、勉強の効率にも大変影響していると。そんなようなデータも出されています。運動は体力増進につながり、脳の働きにもプラスになるとのデータも示されています。

そこで、要旨イに入りますけれども、学校教育における体力向上の取り組みの現状はどのようなか。教育委員会事務局次長にお伺いたします。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局次長 藤井雅明君。

○教育委員会事務局次長（藤井雅明君）

それでは、要旨イ、学校教育における体力向上の取り組みの現状はどのようなかについてお答えします。

学校では、次の2点を大切に、児童生徒の体力づくりに取り組んでおります。

1点目は、児童生徒の発達段階を踏まえた体育指導を充実し、体力の向上を図ることです。これにつきましては、体育授業において、学習指導要領に定められました指導内容を確実に身につけさせながら、体力の向上を目指しております。特に、技能の習得に加え、運動時間の確保や基礎となる運動の反復練習などを、実態に応じながら行っております。

2点目は、児童生徒の運動能力、体力テスト結果を把握し、指導方法の改善を図ることです。特に、本市の健康教育委員会が作成する冊子、先ほどご指摘がありました「みずなみの子ども」の活用を図っております。毎年、児童生徒の健康診断・体格・運動能力・体力に関する調査分析結果と、改善のための方法等が提案されており、体力向上に向け一躍を担っております。

これらの取り組みの成果として、中学校ですが、昨年度、全国体力調査結果において、幅跳びや50メートル走など、全ての体力調査種目において全国平均を上回っています。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

15番 柴田増三君。

○15番（柴田増三君）

発達段階にあわせた形で、体力の向上に取り組んでみえるということですがけれども、全国的な傾向ではあったようですがけれども、ボール投げとかそういった部分についてはちょっと落ちてるのかなというような発表もあったわけですが、ぜひともこういった学校においてもですが、瑞浪においては非常に立派な成果が出ているということで、先生たちの努力に敬意を表するわけです。

再質問に移ります。

最近、学校教育活動の一環として部活動やスポーツ少年団の活動など、少子化によって団体種目、野球やソフトボールなどの人数がそろわず、大会に学校単位では出場ができず、合同で出場する種目もあるわけですがけれども、また、最近では、学校統合による廃部や、教員数により部活動への対

応ができずに、種目が制限されるというような現状もあるわけですが、多様な生徒のニーズにいかに応え、その成長をいかに支えていくかに視点を置いて、検討していく必要がある部分があるんじゃないかなということを感じております。

そこで、質問ですけれども、学校部活の現状と外部指導者の導入についてどのように考えてみえるのか、教育委員会事務局次長にお伺いしたいと思います。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局次長 藤井雅明君。

○教育委員会事務局次長（藤井雅明君）

それでは、学校部活の現状と外部指導者の導入についてどのように考えるかについてお答えします。

まず、学校部活の現状についてお答えします。中学校では、生徒全員が部活動に所属しております。運動部は、夏の中体連市内大会を目標に、朝活動や放課後部活に取り組んでおります。小規模校の多い瑞浪市では、同じ目標を持った集団の中で学ぶことのできる社会性や技能、体力の向上を目的として取り組んでいます。

次に、外部指導者の導入についてお答えします。部活動における外部指導者はコーチとして、校長の承認のもと、部活動を指導したり、中体連の大会に参加したりすることができます。しかし、監督や引率者として参加することはできません。中学校体育連盟の大会規定には、引率・監督者は参加する学校の校長や教員であることが規定されているからです。これは教育の一環として行われる部活動に対し、顧問の者以外が担うことに対する責任の所在について課題があるものと考えられているからです。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

15番 柴田増三君。

○15番（柴田増三君）

先ほどの中でも述べさせていただいたように、教員数によってなかなか、その今の部活、顧問になるという部分というのは限られてくるわけですけれども、ある一部の学校ですかね。市の中でも1校あったかと思えますけれども、外部、部活の指導者として校長先生が認定していた方については、その中で部活をしていただいているというような状況のところもあったかと思えますけれども、やはりこれから、ますますいろんなスポーツ、先ほども言いましたけども、多様化の中で、その子がやりたいなという部分をいかに実現させていってやるのか、それに依っていくのかという、まあ、学校で全てやれというとなかなか難しいわけですけれども、これは外、学校以外のところでそういった部分も受け皿的に、受け皿がどこにあるのかという問題もあるかと思えますけれども、ぜひとも学校の先生だけでは到底担える部分ではないかと思えます。

学校の教育活動の一つの一環としてやる部分での部活というのは、それでどうしても先生の、教員数によってやらなきゃいけない。あるいは、中体連の要綱の中でも、顧問がかかわってくるとい

うような形がどうしてもあるということの中で、大会等が運営についてはそういった部分でやっていけないかという部分があるわけですが、今後、全国的な傾向にもあるかと思えますけれども、中体連、いろんな組織自体の参加要項もある程度見直す中で、子どもたちが本当にかかわってくれるようなスポーツ、そういったものを考えていく必要がある。あくまで先生がやらなきゃいけないよという部分ではなくて、先生と一体となって、安全性の問題が一番あるだろうと思えますけれども、そういった中体連への対応、中の組織の改革の必要性、そんなものを感じているわけですがけれども、ぜひとも学校の部活、あるいは、その外にある、今、土曜日、日曜日についてはクラブ化でやるよという部分で、先生はほとんどかかわってみえないわけですがけれども、こういったクラブの中には、外部というか、それぞれの競技の得意な方、指導者が見えて、そういった方が指導してみえる部分もあるわけですが、実際よく聞いてみますと、統合されて、今度、部活が随分減ったりとか、なかった部活を、そのまま一方にあって、片方にはない部分、両方やるわけにはいかないから減っている部分というのも理解をしておるわけですがけれども、実際に、例えば、野球なんか2名しかおらんのに部活として認められているような現状があるよというような部分も、その指導者の方から聞いたこともあるわけですがけれども、でも、それは後の受け皿的に、クラブとしてやってると結構、人数がそろってるよと。その現状がどうして、部が2人だけで野球がやれるのかなという思いがあるわけですがけれども、片や部活として40名以上の部があって、でもそれは、今度は統合によってできないよという、そんな廃部になる部もあるわけですがけれども、こういった部分をいかに子どもたちにやらせてやりたいという、やっていけるような方法をとっていくのか。連携と、外部の指導者のこともありますけれども、そういった部分をもう一度しっかりと学校の中で考えていただく。あるいは、必要に応じて、こうした能力のある方があれば、ぜひとも外部指導者の導入を図る中で検討していただければありがたいかなと思えます。

これを突きつめていろんなことを話しても、まだ、なかなか学校の中の問題がありますので、できないかと思えますけれども、子どもたちにやりたいことをどうさせてやるのか。そういった部分をどう最大限考えていただけるのか。そういった部分が課題になってくるんじゃないかなという思いがありますので、よろしくお願ひしたいなと思えます。

次に、学校施設、公共施設など、身近なスポーツ活動の場の安全確保についてですが、学校体育館の床が損傷していたところから、胸から滑り込んで大けがを負ったことや、近年、異常気象によって、高温によって、熱中症で競技中に気分が悪くなったり倒れたりした選手や競技団体者があったというようなお話も聞いております。

そこで、要旨ウに入りますけれども、スポーツ施設の管理運営の現状はどのようなか。教育委員会事務局にお伺ひいたします。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局長 伊藤正徳君。

○教育委員会事務局長（伊藤正徳君）

それでは、柴田議員ご質問の要旨ウ、スポーツ施設の管理運営の現状はどのようなかについてお答

えします。

まず、平成26年度における本市のスポーツ施設の利用状況からお答えさせていただきます。

初めに、市民体育館の競技場ですが、各種大会の開催や一般利用で、年間7万5,840人の利用がありました。同じく市民体育館内のトレーニング室の利用者は、延べ1万3,871人、市民テニスコートは4万3,510人、日吉スポーツ施設及び市民野球場などの野外施設では3万9,766人、小中学校の夜間学校開放施設につきましては9万6,484人で、合計利用者数は約27万人であります。この利用者は、5年前の平成22年度の約25万1,000人と比較して、1万9,000人増加しております。

このように、多くの方がご利用いただいております各スポーツ施設を安全に利用していただくための管理方法として、お答えさせていただきます。

まず、体育館には、現在、7名の職員が勤務しております。毎日、開場前に施設の点検を行っております。また、トレーニング室の機器につきましては、利用者やトレーナーからの情報に基づいて、早期の安全点検、整備に努めるとともに、計画的な機種更新によって快適な利用環境の維持に努めているところでございます。

次に、市民体育館以外の施設につきましては、それぞれ現地で施設・設備の点検を毎月2回以上行っております。

議員からお話ございましたスポーツ中の熱中症などの急病人、けが人などの対策につきましては、AED、ミスト扇風機の配置をしているところでございますが、安全かつ快適な施設環境を整えていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とします。

○議長（熊谷隆男君）

15番 柴田増三君。

○15番（柴田増三君）

なぜ管理の部分を行ったのかと言うと、先般、議会報告会の中で、ある地区の中で、トレーニングルームの機器の管理が全然うまくいっていない。あるいは、その指導者が本当に指導資格を持っておってやっとなのかなという質問まで出てきた中で、一度、管理運営がどんなようにされているのかお伺いをしたわけですが、まあ、いずれにいたしましても、職員さんは全体の中で7名というお話がありました。そして、施設については、平成25年度平均からすると、昨年度と比較すると1万9,000人増加。先ほども言いましたけども、随分トレーニングルームがふえてるよというお話をさせていただきましたけども、多くの方に使っていただいております。

今後も、ぜひとも熱中症対策等も十分に検討していただきまして、それぞれの施設にあったような部分でそういった対策をとっていただければありがたい。まあ、安全かつ快適な施設環境整備に努めていただきたいなと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

次に移りますけれども、スポーツ用具の管理及び有効活用についてですけれども、私自身、これまで多くの軽スポーツの普及と振興にかかわってまいりましたけれども、その都度、市に買っただけで、遊び方、使い方、ルール等の研修を受けて、普及と振興に取り組んできたわけですけれ

ども、それぞれスポーツの多様化に伴って整備された用具が、新たなスポーツ・運動へと進展していく中で、それぞれの用具が忘れ去られていく現状というものがあって、もったいないなというような気持ちでいっぱいですが、現在でも十分に活用できるし、また、楽しめるスポーツだと感じております。

そういった中で、市民体育館で現在、所有している用具等も、もう一度整理や確認していただいてファイリングする中で、地域の公民館やまちづくりの中に紹介するとともに、要望に応じて貸し出しをして、公民館活動やまちづくり活動で利用していただくことにより、更にスポーツ振興やまちづくりを活用したコミュニティスポーツの推進に役立てていければなど、そんな思いを持っております。

そこで、要旨エですけれども、スポーツ用具の管理及び有効活用について、どのように思ってみえるのか。教育委員会事務局長にお伺いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局長 伊藤正徳君。

○教育委員会事務局長（伊藤正徳君）

それでは、要旨エ、スポーツ用具の管理及び有効活用はどのようなかについてお答えします。

市民体育館などでは、ノルディックウォーク用ポール、スナッグゴルフセット、ジュニアゴルフクラブを初め、多くのスポーツ用具を保有しております。こうした用具は、現在、公民館、体育協会、スポーツ推進委員会などの事業に対してのみ貸与し、個人への貸与は行っておりません。

今後は、議員からのご提案がありましたように、貸し出しが可能な用具を仕分けし、貸し出し利用に関しての規定の整備、PRなどを行い、市内の各種団体などの活動に活用いただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

15番 柴田増三君。

○15番（柴田増三君）

ぜひ、こんな用具があるよというような部分を、一部のものをファイリングしたものを持っていますけれども、それぞれ地区公民館にそういったものを配置することによって、まちづくり、あるいは、公民館活動の中で、家庭学級とかいろんなものがあるわけですが、そういった中でなかなか知られていない、そういうPRすることによって、ああ、こんなものがあるんだということを感じていただいた中で活用していただける。子ども会でも活用していただける、そんな場面が出てくるんじゃないかなと思っていますので、ぜひともPRを含めて、そもそも用具、先ほど言っていたのが最近の用具ですが、その前にあるのは随分たくさん、ダーツやとか何か、いろんなものもあるわけですが、そういったものを、ぜひこんなものがありますよとPRして、使っていただけるようなものがあれば、先ほど言われましたように、どんなものなら貸し出せるのか、安全性のことも含めて、使い方、遊び方等も書いたものを中にファイリングして、そういった

ものを公民館等に配置していただいて、まちづくりで使っていただければよりベターなんじゃないかなと、そんな思いがしておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

次に、国はスポーツ基本法の中で、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが国民の権利であること、また、スポーツそのものは、スポーツは文化であること等を明示いたしました。生涯にわたり、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的、自立的にその適正及び健康状態において行うことができるようにすること、推進することを定めております。

スポーツ基本計画等においては、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めること。まあ、これは実際に強制的にやりなさいということではなくて、計画を定めるよう努めなさいということをやたっておるわけですけれども、岐阜県においても、最近、国のスポーツ基本計画を参酌して、本年3月に「清流の国ぎふスポーツ推進計画」が策定され、発表されたところでもあります。

県内各市においても、それぞれ策定済み、また、今、策定中のところが随分ふえてきております。

そういった意味で、要旨オに移りますけれども、本市におけるスポーツ推進計画はどのようなか。教育長にお伺ひいたします。

○議長（熊谷隆男君）

教育長 平林道博君。

○教育長（平林道博君）

要旨オ、本市におけるスポーツ推進計画はどのようなかについてお答えします。

国は、平成23年6月に制定しました「スポーツ基本法」に基づき、翌平成24年3月に「スポーツ推進計画」を策定しました。

また、岐阜県におきましては、国の「スポーツ推進計画」を参酌して、ことし3月に「清流の国ぎふスポーツ推進計画」を策定しました。

スポーツ基本法は、第10条第1項において、「市町村教育委員会は、国のスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（スポーツ推進計画）を定めるよう努めるものとする」と定めております。

本市のスポーツ振興に関する基本計画には、「瑞浪市第6次総合計画」と「みずなみ教育プラン」という2つの計画があります。現在、その目標や施策に沿ってスポーツ振興を進めているところですが、スポーツに対する市民のニーズはますます多様化してきております。また、健康づくりへの志向も一層強くなってきております。

こうした市民のニーズに的確に応えるため、第6次総合計画及びみずなみ教育プランの具現化状況を見きわめながら、これら2つの計画の中間見直しの時期にあわせて、「瑞浪市スポーツ推進計画」の策定を進めていく考えでおります。

以上、答弁とします。

○議長（熊谷隆男君）

15番 柴田増三君。

○15番（柴田増三君）

ありがとうございました。今後、それぞれスポーツの多様化をしていく中、あるいは、中間的な部分でそういったものを考える中で、具体的にこういった本市に合った政策を考えていくよということでもありますけれども、本当に今日、急速に進む高齢化、あるいは、少子化、更には人口減少が顕著になってきているという状況があるわけですが、こうしたことを勘案して、どこでも意外と国の計画をそのまま参酌して、県もそうですけれども、似たようなものをつくってみえるわけです。型どおりのもの、そのものだけではなくて、やはり先ほど教育長もおっしゃいましたが、やはり地域に即した、瑞浪独自のそんな推進計画を立てるようなことを盛り込んでいくのが、重要なことじゃないかなと思っております。

また、今日の課題でもあります医療費の削減についてですけれども、スポーツをするという場所の提供、あるいは、する団体との関係、そして、先ほども言いましたが、いろんなところの各関係部局と連携をする中で、ぜひともその計画を実行性のあるものにしていくことが重要だと思っておりますので、計画は立てた、なかなかその計画は机上の計画であるということであってはいけませんので、その有効な部分を実効性あるものにしていくための計画として、ぜひとも進めていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いして、質問を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、柴田増三君の質問を終わります。

---

○議長（熊谷隆男君）

ここで、暫時休憩をします。

休憩時間は、午後1時までとします。

午前11時38分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（熊谷隆男君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番 渡邊康弘君。

○3番（渡邊康弘君）

先ほど、私の一般質問の標題2の冒頭で、「本市では中京学院大学と中京短期大学の大学が2校」とお話ししましたが、「本市では中京学院大学中京短期大学部が1校」に訂正をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

ただ今、渡邊議員から発言の訂正の申し出がありましたので、そのように取り扱うことといたしますので、ご了承をお願いいたします。

---

○議長（熊谷隆男君）

それでは、一般質問を続けます。

次に、5番 小木曾光佐子君。

〔5番 小木曾光佐子 登壇〕

○5番（小木曾光佐子君）

議席番号5番 新政みずなみの小木曾光佐子です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

では、標題1のまちづくり活動支援について質問いたします。

本市では、まちづくり活動の支援をいち早く導入され、「夢づくり地域交付金制度」や「夢づくりステップアップ事業」、また、「夢づくり地域活動支援職員制度」による市職員の派遣等、他地域にはない支援制度であると思っています。

このような制度がなければまちづくりは活動ができなくなっていたかもしれません。

ただ、市内8地区にあるまちづくり組織も、長いところでは昭和61年設立、新しいところは平成18年設立と、20年近くの運営の差があります。

このように、新たなまちづくりに模索する地区もあれば、長い経験を生かし、地区の将来のために活動をしている地区もあります。まちづくりによって温度差があることも事実です。

私もまちづくりの一員でしたので、以前、まちづくり組織の運営について勉強会が開かれたとき、鈴木先生を中心にお話を聞く中で、私の心の中でもやもやとしていたことが思わず口をついて出てしまいました。

「先生、まちづくり活動に飽きてしまいました。どうしたらいいでしょうか」。このころは、好きでやっているとか、町の協力体制が薄れてきたり、夢は実現できない、やっても形にならない。みんな心も体も疲れ切っていました。

鈴木先生は少し苦笑いをされたようでしたが、「勉強しましょう」というふうに言われたように記憶しております。

まちづくりは夢を語り、夢を見、夢の実現のために頑張り、その夢が町に生かされ、町を支え、その人たちの周りに応援しようとする人たちが集まれば、夢は実現する。こう信じて、まちづくりメンバーは活動をしているのだと思います。

でも、現実には、夢はあってもそれを表現したり、施策としてまとめることなどに苦労をしているように思われます。

そこで集落支援員制度ですが、今、各地区により導入への希望や、地域ニーズに合わせた職務を考えて、人材の候補者を選択する時期に入っていると思います。ですが、時間や日数の制約、報酬などにマッチングする人材選択は大変難しい問題であると思います。せっかくの制度でも使い方によってその意味を果たせなくなることもあるのではないかと思います。

では、要旨ア、集落支援員制度の進捗状況はどのようなかをお尋ねします。まちづくり推進部長、お願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

失礼します。それでは、議員ご質問の標題1、まちづくり活動支援について、要旨ア、集落支援員制度の進捗状況はどのようなかについてお答えいたします。

集落支援員制度につきましては、現在、各地区の区長会及びまちづくり推進組織に対して、制度のご説明を行い、支援員の推薦を依頼しているところでございます。

集落支援員制度は、地域の課題解消や自治会、まちづくり推進組織の支援をしていただくために導入するものでございます。

身分でございますが、市の嘱託職員という扱いで、地域の実情に合った勤務形態となるよう、制度を現在、整備しております。

支援員の人選が整えば、説明会等を開催いたしまして、来年4月から勤務していただくよう進めてまいりたいと考えています。

議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

5番 小木曾光佐子君。

○5番（小木曾光佐子君）

進捗状況はわかりましたが、10月29日に総務文教委員会で京都府の南丹市に視察に行きました。ここでは、「市民協働による魅力あるまちづくりの推進」のために、「一般枠」に20万円、「学生チャレンジ枠」に10万円という交付金制度があり、その中に「自由提案型事業」と「課題設定型事業」の2種類があります。それをまちづくりデザインセンターという中間支援組織が、活動や事業についての相談窓口となり、人材マッチングや情報受発注などを行っています。

本市にはまちづくり推進部があり、地域活動支援員も配置していただいています。これも他市にはない特徴あるところだと思いますし、せっかくの部署を活用し切れていないまちづくりにも問題があるとは思いますが、基本的にはまちづくりが事業のほとんどを考え、政策をまとめて提出することで、夢づくり交付金が交付されています。

もちろん地区のコミュニティーセンター職員や公民館職員の力もお借りしていますが、ボランティア団体としての時間を考えると、それはとてつもない労力です。

今、現状維持だけで精いっぱい、新たな発想や構築は大変難しくなっているというのが現実ではないでしょうか。平成27年度のステップアップ事業の申し込みがなかったのは、こういったところに問題があったからではないでしょうか。

今度、西分庁舎にはまちづくり組織のための部屋も用意されます。その活用のためにも、今、必要なのは、総合プロデューサーとしての役割ができる人材の確保をすることではないでしょうか。

そこで、要旨イ、中間支援組織の設置について本市はどのように考えるか。まちづくり推進部長、

答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

それでは、要旨イ、中間支援組織の設置について本市はどのように考えるかについてお答えいたします。

中間支援組織を設置した場合の受益の対象となる団体は、NPO法人、社会福祉協議会登録のボランティア団体のほか、まちづくり推進組織や公益的な活動を行う市民団体などと考えております。

まちづくりをプロデュースする機能についてのご提案でございますが、まちづくり推進組織に対しましては、市民協働課の職員を初め、地区担当支援職員が必要な情報の提供や相談を行うよう努めております。また、市民活動を行っておられる団体からのご相談に対しましては、現在、市民協働課が窓口となって対応しておりますが、より専門的な相談は、県内全域を対象とします「ぎふNPO・生涯学習プラザ」等をご紹介している状況でございます。

こういった現状を踏まえてでございますが、中間支援組織を設置いたしましても、活用される団体の数がどれほどあるかということもございますので、現行の体制を強化する中で、市民団体やまちづくり推進組織への支援をしていきたいと思っております。

具体的には、今後、西分庁舎におきまして、まちづくりの拠点を整備するのにあわせ、まちづくり推進組織や市民活動団体の情報発信とともに、活用可能な制度や全国的な先進事例の情報提供も行い、市民活動に関して気軽に相談に乗れるような体制をつくってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

5番 小木曾光佐子君。

○5番（小木曾光佐子君）

ありがとうございます。西分庁舎がそういう情報発信とか、先進事例、そういったものを集めていただいて、まちづくりにどんどん提案をしていただくことで、またステップアップをとりたいなというまちづくりが多く出てくることを望みます。

今年度は、「夢づくり市民活動補助事業」の提案で、小規模人数の市民団体が補助を受けることで活動が活発にできるというメリットを生み出しました。

ですが、補助金と言う名のとおり、2分の1は自己資金が要するという政策なので、南丹市のように交付金という制度、もちろん3回までという制約はありますが、夢をかなえたいという人たちがもっともっとできるのではないのでしょうか。

ただ、交付金頼りにならないよう、活用後の自立支援のためのサポート組織としても、私は中間支援組織はもっと必要なものと思っております。プロが欲しいなというふうに思っております。

今、西分庁舎を利用するというふうにお話をされましたが、ぜひ、今後の課題として中間支援組織、あるいは人材を考えていただきたいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、標題1を終わります。

続いて、標題2に入らせていただきます。

標題2、高齢者の生活支援についてに入らせていただきます。

本市の総合戦略の中の、「高齢者・福祉ボランティアポイント事業」という政策では、ボランティアの登録者を平成26年度に780人だったものを、平成31年までに900人にしたいという指標を出しておられます。

今回の政策は、高齢者や障害者の生活を支援するため、ボランティア手帳を作成し、障害者施設でのボランティア活動、高齢者宅のごみ出しなど、ボランティアポイント制度の検討をします。

この制度は、介護保険利用者に対して行うボランティアに限られ、何をしてもボランティアポイントを付与してもらえないものとは違うので、善意のボランティアは対象にはならないということです。

以前の一般質問で出された「介護支援ボランティア制度」では、元気な高齢者が社会活動の担い手になることで、生きがいを創出することや、自分の介護予防にもなることを目指しており、また、介護施設に行きボランティアを行うことでポイントを集め、年間最高で5,000円が支給されるという制度でした。質問では、この制度の導入に取り組むことを提案されましたが、検討するとの答弁後、実施されておられません。

現在、日本の高齢化はとまらず、本市においても、大湫町や陶町では高齢化率が40%を超え、市内でも新興住宅地以外では、やはり高齢化が進んでいます。

ですが、高齢者の対象年齢が65歳からで本当によいのかと思うほど元気な方々も多いのです。

高齢化率は上がっても、介護保険を利用している方は余りふえていません。これは何を意味しているのか。

元気な団塊世代が65歳となり、その人数をふやしていることに関係があるものと考えられます。

実際の数値では、平成25年に65歳から74歳までの人数が4,885人だったものが、平成27年4月の段階で5,396人となり、511人ふえています。ですが、介護認定者は0.2%減少しています。

これは、本市が精力的に進めてこられた介護予防事業や脳トレ、いきいき教室、いきいきサロンなどの成果でもあると思います。

今は、こういう方々がボランティアとして、施設の通所者の送迎や、近所の人に対しての声かけや見守り、ちょっとした用事の世話、話し相手などで地域を支えていただけていますが、これが10年後にはどうでしょうか。

今後は介護保険利用者がふえ、ボランティアとなる方々は反対に減少してくることは予想がつきます。

こういう状況の中で、以前できなかったことが、今回は本当にできるのでしょうか。

そこで質問します。要旨ア、高齢者・福祉ボランティアポイント事業導入に向けての取り組みはどのようなか。民生部長、お答えをお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

民生部長 伊藤明芳君。

○民生部長（伊藤明芳君）

それでは、標題2、高齢者の生活支援について、要旨ア、高齢者・福祉ボランティアポイント事業導入に向けての取り組みはどのようなかについて、お答えをさせていただきます。

高齢者人口の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加は避けられない中で、高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心して暮らしていただくために、ごみ出しなどの日常生活でのちょっとした困りごとの手助けをしていただける、生活支援の担い手としてのボランティアの育成が、今後、重要になってくるものと考えております。

こうしたことから、本年度より、社会福祉協議会と共催で、日常生活でのちょっとした困りごとの手助けを行うボランティアの要請を目的とした「ふくしお助け隊～生活支援担い手養成講座～」を現在、開催しており、32名の方に受講していただいております。

講座修了後には、「ふくしお助け隊」としてボランティア登録をしていただく予定となっており、こうした方たちが生活支援の担い手として、今後、活動していただけるものと期待しております。

他市における生活支援ボランティア活動の取り組みの一例としましては、可児市で平成26年4月からボランティアポイントの導入による、ボランティア活動に対する支援を行っておられます。

この制度は、「子育て世代の安心づくり」、「高齢者の安気づくり」に対するボランティア活動を対象として、ボランティア活動1回につき1ポイントを付与し、翌年度に10ポイント単位で、可児市内の商店で利用できる地域通貨「Kマネー」と交換することができるというものでございます。

本市におきましても、今後もボランティアの育成・支援を進め、本年度から施行された介護保険制度の「新しい総合事業」の一つとして、平成29年度からのボランティアポイント制度の事業実施に向け、こうした先進的な取り組みを参考に、社会福祉協議会と連携して、本市の実情に合った制度となるように準備を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

5番 小木曾光佐子君。

○5番（小木曾光佐子君）

社会福祉協議会と共催で、「ふくしお助け隊」で32名の方が勉強に来ていらっしゃるということで、登録もしていただけるということで、当然、ボランティアの部分では安心かなということ、先進事例で可児市のお話が出ましたが、瑞浪市は瑞浪市らしい、そういったものにしてほしいなと思います。今回の制度は、先ほども述べましたように、介護保険利用者がふえて、ボランティアが減るといふ、この先の実情を踏まえ、介護認定を受けても介護保険を利用する人ばかりだとは限らないということでありまして、自宅での介護を可能にするため、ポイントをつけて、ボランティアをふやして、介護保険利用者を減らそう。そういったことで市の負担も減ってくるのではないかなというふうな、何か国の「あめとむち」のような政策でもあるなというふうには感じております。

きのうも「福祉村」というのが陶でありまして、これから介護認定の方法も変わってくる。独居

の方が、今、介護認定を受けておられても、基本的に一人で生活ができますから、介護認定の認定度が下がると介護が受けられない。そういうような時代が近々やってくるのではないかということで、大変不安な思いをされておりました。

このボランティア制度がもっともっと瑞浪市に即したものになるように、ぜひ頑張ってつくっていただきたいと思いますし、先日、市内3校の高校生に対しまして、わかりやすい議会を目指して報告会を開催いたしました。その中で、高校生がどのようにボランティアをするのか、かかわるのか、よくわからないという質問がありました。

今後のボランティアのあり方の一つとして、高校単位での募集、中学校、小学校、幼稚園など、地域の方と触れ合う機会の多い子どもたちがお年寄りとかかわること、また、サービスを受けた側からありがとうポイントを渡すなど、工夫をすべきではないかと考えます。

変化をしている時代にあわせた、ボランティアへの支援を考えるべきだと思います。

また、第6期瑞浪市老人福祉計画、介護保険事業計画の中に、本市の福祉社会像として、「自立した生活を送るための支援の強化」、「ともに支え合い生活していく福祉文化の形成」、「高齢者福祉・介護サービスの提供体制の確立」という計画推進の視点があり、それぞれに「自助」、「共助」、「公助」とつけられています。

この言葉は防災でもよく使われるもので、高齢者の福祉と防災は切っても切れない関係であることがよくわかります。

特に、今回の地域総合戦略では、縦割り構造を越えた推進が大切であると、国からも提唱されています。

今回のボランティアポイント制度も、民生部だけでなく、まちづくり推進部、また、消防署などとも連携をとって、よりよい瑞浪に即したボランティア制度になるように進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、標題2を終わらせていただきます。

続きまして、標題3、観光資源の魅力向上についてに入らせていただきます。

今回の総合戦略で、東濃5市広域観光PR事業に5,000万円の予算がついています。

年間の観光客も平成26年度に136万人だったものを、平成27年度には137万人に、平成31年度までには142万人にしたいという指標も出ております。

先日、瑞浪恵那道路のくい打ち式がありましたが、どうしてもリニアという言葉の響きで、19号線を中心に北の部分で5市が結ばれてしまうのではないかなというような不安も改めて思いました。

9月議会でも質問いたしましたが、南のほうにも観光開発をするべきところはたくさんありますし、近隣市との協働はもっとするべきだと思います。

今回は、都市部での展開を想定されているようですが、せっかくのPR事業ですので、東濃をアピールする中で、近隣をつなぐエリアに分けたパンフレットの作成や、芸能、伝統文化、産業などの周遊コースの提案など、いろいろな方法があると思います。

そこで、要旨ア、東濃5市広域観光PR事業の展開はどのようかについてお尋ねいたします。経

済部長、よろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷隆男君）

経済部長 成瀬 篤君。

○経済部長（成瀬 篤君）

それでは、標題3、観光資源の魅力向上について、要旨ア、東濃5市広域観光PR事業の展開はどのようなについてお答えいたします。

平成22年から、東濃5市で組織いたします「東濃ぐるりん観光実行委員会」で、東濃の観光をPRする事業を展開しておりますが、今年度は地方創生先行型交付金上乘せ交付分を活用いたしまして、東濃5市広域観光PR事業として観光プロモーション事業を展開いたします。

この事業は、首都圏と名古屋圏を誘客ターゲットに設定し、「東濃」の認知度の向上を目指します。

具体的には、基本ツールとしてのロゴとキャッチフレーズの製作、JR東海、JR東日本の主要駅、高速道路のサービスエリアなどへのポスター掲示、東京駅前のKITTEのデジタルサイネージと連動した観光PR、同じくKITTEでカフェの開設と東濃の素材や器を使ったメニューの提供、旅雑誌「るるぶ東濃」の製作と旅行関連イベントでの配布、インターネットの東濃観光情報サイトの設置、観光PR映像の製作と動画投稿サイトへの投稿など、多彩な観光宣伝を集中的に展開いたします。

そうした中で、議員ご提案の、他市と連携した観光資源のPRですとか、本市の観光資源についても、できるだけたくさん盛り込んでいきたいと思っております。

今回のこの事業を、東濃の観光をPRする絶好の機会と捉え、東濃のイメージの浸透、定着化を図り、この地域への誘客促進につなげていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（熊谷隆男君）

5番 小木曾光佐子君。

○5番（小木曾光佐子君）

ありがとうございます。今、都市圏でいろいろと進めるというお話でした。そちらも大変、大切なことだと思いますので進めていただきたいと思います。その中で、「るるぶ東濃版」をつくるということですが、その中にも地元の人がもっと地元を知るための「ジモティーツアー」、あるいは、各地区が有している有名なお祭りを一堂に集め鑑賞するなど、瑞浪のよさを感じるイベントなど、また工夫するところはたくさんあるように思います。

また、別話になりますが、来年グランfond東濃さんが、第7回目になるサイクリング大会を5月8日に開催すると計画してみえます。年々、大きな大会になりつつあり、来年は外国人選手の参加もあるそうです。質の高い大会を目指し、自転車の安全な乗り方の指導や、地域観光にも力を入れてみえます。本市にとっても、宣伝効果としては大きなイベントになってきていると思っております。

ぜひ、こうした行政頼りにならず、自主的に瑞浪を広くアピールしようとしている団体の後押しは、積極的にするべきと考えます。

ウォーキング・サイクリングコース専門パンフレットなども瑞浪の特徴あるものになると思います。

ぜひ、いろいろな観点から見た情報誌になるよう、努力をしていただきたいと思います。

また、インターネットの情報もということですが、それもわかりやすい情報になるように期待いたします。

この事業は平成27年度で完結ということですが、今後も瑞浪恵那道路やリニア開通に向けて、5市の協働は必要であり、継続性のあるものでなければならないと考えます。

そこで再質問ですが、平成28年度以降の観光資源の魅力アップのための政策はどのように考えておられるのかお聞きいたします。経済部長、再質問、よろしくお願いいたします。

**○議長（熊谷隆男君）**

経済部長 成瀬 篤君。

**○経済部長（成瀬 篤君）**

来年度以降の展開でございますが、東濃ぐるりん観光実行委員会では、来年度以降も観光プロモーション事業、今年度の事業で開発いたしましたロゴ、ポスター、「るるぶ東濃」、そして、観光PR動画などのPRツールを活用いたしまして、リニアの開業も見据えて、東濃5市が一体となった観光PR事業に取り組んでまいります。

そして、このぐるりん観光実行委員会に加えて、広域観光の取り組みといたしましては、美濃焼こみち事業実行委員会など、幾つかの連携組織もございますので、そうした中で、まちづくり組織ですとかNPOからウォーキングやサイクリング、中馬街道などをテーマにしたコース設定、あるいは、イベントについてご提案がありましたら、パンフレットの製作、PR活動などについても連携して行うことができるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（熊谷隆男君）**

5番 小木曾光佐子君。

**○5番（小木曾光佐子君）**

ありがとうございました。東濃ぐるりん観光実行委員会でこれからも続けていかれるということ。ことし、どんなロゴができるのか、とても楽しみにしておりますが、今言われた美濃焼こみちなども、大変いいツールでございますし、実際にまだまだ瑞浪の参加が少ないということで、1,000円出して、あの立派なパンフレットに載せていただけて、実際に参加者を呼ぶことができる。そういったすばらしいものでもございますので、こここのところももっともっと広くPRをして、瑞浪の商店の皆さんに発展していただけるように、こういうツールをうまくこれからも使っていくことが大切だと思います。よろしくお願いいたします。

今後も東濃の知名度を上げて、観光交流人口が増加していくための努力を続けていっていただき

たいと思います。よろしく願いいたします。

大変ありがとうございました。

それでは、標題4、地域防災についてに入ります。

本市では、今後は総合防災訓練は3年に1度程度での実施とし、通常は各地域による防災訓練にすると発表されました。

国も、平成26年3月に「地区防災計画制度」を新たに創設されました。

それは、平成7年1月に発生した「阪神・淡路大震災」が契機となり、地域のきずなの大切さや地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識されるようになり、そして、平成23年3月に発生した東日本大震災を経て、自助・共助の重要性が改めて認識されることとなったからです。

この2つの大震災は、地域コミュニティが災害に強くなければ、また、地域コミュニティが防災に取り組まなければ、みずからの命を守ること、みずからの地域を守ることできないことを教えてくれたのです。

また、東日本大震災では、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、また、障がい者の犠牲者の割合が健常者の2倍程度にあがったと推計されています。

陶町では、平成20年、少子高齢化の中、要援護者をどのように守るべきかを考える中で、自主防災の必要性を知り、「要援護者セーフティーネット事業」を立ち上げました。

また、同時期に、その道のエキスパートと知り合うことができたことで、住民の防災意識の向上、共助意識の向上、防災マップづくり、防災訓練へとステップアップしていき、減災活動が最も大切であることを学びました。

そして、昼間地元にいる中学生が防災力として必要であるとして、中学校を巻き込んだ訓練に取り組んでまいりました。

その動きが、また新たなパートナーを生むことになり、地域防災に力を注ぐ多くの人たちや、多分野の専門家と知り合っていました。

おかげさまで、中学校が統合されることで、頼りにしていた中学生が昼間には地元にはいないという事態になっても、次の手段を用意することもできるようになりました。

それは、常にトップダウンではなく、ボトムアップの取り組みが大切である。自分たちがかかわって立てた計画だからこそ、それをなし遂げようという意志も強くなる。そんな思いで防災に取り組んできたからこそ、できたことだと思います。

12月5日には、「岐阜県ボランティア・市民活動フェスティバル2015」が恵那市で開催され、「減災社会づくりのために私たちができること～協働と連携～」というテーマで陶のまちづくりがパネラーとして、2008年、平成20年から取り組んできた防災について発表いたしました。

このように、10年近くの歳月を防災と取り組んできた地域とそうではない地域との格差は、なかなか埋められないものだと思います。

そこで、要旨ア、地域防災について本市ができることは何かについてお聞きします。まちづくり

推進部長、よろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

それでは、標題4、地域防災について、要旨ア、地域防災について本市ができることは何かについてお答えいたします。

市では、災害に対する市民一人一人の日ごろの備え、自助・共助を中心とした地域防災力の重要性につきまして、防災ガイドブックの配布や防災出前講座などを通じて啓発するとともに、本年度は、各家庭に防災ラジオを貸与し、防災情報の伝達体制の充実を図っております。

災害に強いまちづくりを推進するためには、自分や家族の命を守る「自助」、自分の地域は自分たちで守る「共助」が大切でございます。

従前より、市内各地区で順に行ってまいりました総合防災訓練を3、4年おきの開催といたしまして、区、あるいは、組などの小単位で、地域の実情や要望に合った防災訓練に移行するのは、この「自助」、「共助」に重点を置くためでございます。また、訓練内容も、災害図上訓練などの発災前の行動に力を入れてまいります。

地域の防災力向上には、その担い手となるリーダーが必要でございます。

市では、平成24年度より毎年、「防災リーダー養成講座」を開催し、災害に対する正しい技能と知識を持ち、地域防災の担い手となる防災リーダーを要請しているところでございます。

防災リーダーで組織します「みずなみ防災会」では、高齢者宅での家具転倒防止器具の取り付けや、地域の小規模な防災訓練などの支援を実施し、地域防災力の向上に努めてまいります。

市では、このような活動を支援するため、平成28年度から「みずなみ防災会」と協力し、地域の実情や要望にあった小単位の防災訓練、避難訓練を実施いたします。

また、大人だけではなく、子どもたちも対象とした小中学校での災害図上訓練、防災マップづくりなどの防災教育等も同様に実施してまいります。

地域防災力の向上には、区長会、まちづくり推進組織、みずなみ防災会、市との連携が不可欠と考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

5番 小木曾光佐子君。

○5番（小木曾光佐子君）

確かに、本市が防災リーダーを育成して、みずなみ防災会の協力を得て、地域住民が自分たちで自分たちの地域を支えることができるよう指導されようとしていることはよく知っております。

私も防災養成講座に参りまして、一応、防災士もっておりますが、なかなか思うように活動ができておりません。

ただ、本市が防災に対して多大なる理解と支援体制があることも、今回の防災ラジオの全世帯貸

与という形であらわれていると思います。

今回は自治体加入者から配布ということで、自治体未加入者への加入促進や、絆メールへの参加を促しておられることもわかります。

ただ、昼間は仕事に出かけている人も多く、仕事中にメールを確認することができる人ばかりではありません。特に家族が離れ離れになる時間帯であり、災害時にいち早く情報を得るためには、職場での情報収集は必要であると思います。

そこで、再質問ですが、今後、防災ラジオの地元企業への拡大は考えているかをお聞きいたします。まちづくり推進部長、よろしくお願ひいたします。

**○議長（熊谷隆男君）**

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

**○まちづくり推進部長（加藤誠二君）**

ただ今、ご質問いただきました、防災ラジオの地元企業への配布拡大は考えているかにお答えいたします。

防災ラジオは、全世帯に貸与することといたしまして、1万3,000台を準備いたしました。そのうち、自治会を通じまして1万300台が配布され、今月7日からは、自治会未加入者の方への貸与が始まっているところでございます。

その他の配布先といたしましては、公共施設、学校、幼稚園、福祉施設など、約150施設への配布を予定しているところでございます。

地元企業への配布につきましては、今回の計画には入っておりませんが、今後、各家庭での利用状況の検証や、企業からのご意見もお聞きし、事業所貸与に関する条件などを整えた上で、配布できるように検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（熊谷隆男君）**

5番 小木曾光佐子君。

**○5番（小木曾光佐子君）**

今、福祉施設とか教育関係のところには配ってあるよというお話でしたが、まだ企業はこれからということですので、企業ですとか銀行関係ですね。そういったところにも、一刻も早く配布ができるようにしていただきたいと思います。

12月15日号の広報の裏面に、12月20日から1月31日までの日曜日の18時から試験放送を行い、啓発していくということが書かれていました。

配布はされましたが、箱に入ったままという方も多いようです。

これから必要なのは、各地区の区長会やまちづくり、民生委員、福祉委員の皆さんとも協力しながら、本市も大切な情報システムが無駄にならないように、今後も設置の再確認と啓発活動を続けていくことだと思いますので、よろしくお願ひいたします。

そして、また、今まで広報で流されていたことと同じように防災ラジオでも流れるのかというよ

うな質問が、住民からも来ております。放送の内容についても、住民に明確にお知らせをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これから、だんだん人数も少なくなる中で、「自助」、「共助」、特に「公助」、そして、陶では「近助」という言葉を使っておりますように、地域の者が皆で力を合わせ防災力を上げていくということが大切なこととなっておりますので、今後も市のご支援をいただきながら、地元住民たちと町を守るための活動をしてまいりたいと思います。

本日は大変ありがとうございました。

これで、私の一般質問は終わらせていただきます。大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、小木曾光佐子君の質問を終わります。

---

○議長（熊谷隆男君）

次に、4番 大久保京子君。

〔4番 大久保京子 登壇〕

○4番（大久保京子君）

議席番号4番 新政みずなみ大久保京子と申します。

議長のお許しをいただきましたので、これより通告に従いまして、標題2件を質問させていただきます。

初めに、マイナンバーの通知カードの発送が始まり、住民票の住所に世帯ごとに簡易書留で届けられました。我が家へは11月19日に配達されました。市内で最も早い配達区域だったとのこと。

いよいよ来年1月より、社会保障・税・災害対策の行政手続で、マイナンバーの利用が始まります。

しかし、通知カード発送以前から、全国的に様々な問題が発生しており、国の制度に対する方針決定のおくれから、関係先に混乱が生じている現状です。

そんな状況下において、国民には、個人情報流出など、制度への不安が募ります。

それでは、質問に入らせていただきます。

標題1、本市におけるマイナンバー制度導入への対応についてであります。

10月中旬、テレビを見ておりましたら、大阪の道頓堀で、あるテレビ局が、「マイナンバー制度をどう思われますか」と質問しておりました。

「マイナンバー制度なんて私たちには関係ない。全然関係ないし、そんなものは知らない」と、ある老夫婦は笑って答えてみえました。

また、別の年配女性は、「悪用されるので、私は入らない」などと、まだまだ認識度の低さに驚きました。

国は、マイナンバーで、もっと便利に暮らしやすく、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化をうたっております。

それでは、お伺いいたします。マイナンバーの利用が来年1月より開始されるわけですが、要旨ア、本市における制度の周知方法はどのようなか。総務部長、よろしくお願ひします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

それでは、議員ご質問の標題1、本市におけるマイナンバー制度導入への対応について、要旨ア、本市における制度の周知方法はどのようなかについてお答えいたします。

国においては、テレビをはじめ、様々なメディアによる広報を行ってみえますが、本市におきましても制度のお知らせといたしまして、ことし4月から11月の間に、広報みずなみにマイナンバーの特集記事を6回掲載してまいりました。また、12月15日号におきましても、通知カードによるお知らせを掲載させていただいております。更にホームページにおきましては、マイナンバーに関するページを11月から掲載しております。

一方、10月1日からは市民向けの臨時相談窓口を開設し、マイナンバーに関する相談や質問に個別に対応しております。12月16日現在、臨時相談窓口をご利用いただいた方は、電話相談が210件、窓口へお越しいただいた方が142件の、合計352件のご相談をいただいている状況でございます。主な相談内容につきましては、11月中につきましては、通知カードの送付に関するものが多くございましたが、12月からは個人番号カードの申請に関する相談となっております。

また、簡易書留郵便による通知カードの受け取りができなかった方には、改めて市役所での通知カードの受け渡しなどにつきまして案内文書を送付し、臨時窓口での交付を行っており、全ての市民の皆さんに通知カードが届くよう、現在、努めておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷隆男君）

4番 大久保京子君。

○4番（大久保京子君）

ありがとうございます。日々、ご努力させておみえのことはよくわかりました。なるべく市民の皆様一人一人にご理解いただけるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、恐らく高齢者の方の多くは、どんな情報でも活字での、目からの収集のみよりも、耳からの収集もあわせての情報収集のほうが理解しやすいのではないのでしょうか。

先月、11月1日の日曜日、栄町区の若いお母さんたちのグループが、マイナンバー制度の担当課による出前講座を利用され、区民の方々へ制度説明会を開催されました。

区民参加者は50名ほどでしたが、おひとり暮らし、またはご夫婦お二人暮らしの高齢者の方々で、やはりご婦人の方が大半でございました。

受講後、一番多かったご意見は、「申請はしないで通知カードで保管しておいたほうが、個人情報流出の危険を考えると安心だ」という言葉が多く出てみえました。

そんな中で、市へ検討していただきたいという要望等をお聞ひいたしました。

今回のようなマイナンバー制度の説明会は、本市で初の開催と聞ひますが、制度の利用がスター

ト間近ですが、これからでも遅くはないと考えます。特に高齢者の方々への説明会など、考えてはみえないのか、お尋ねします。お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

高齢者の方へマイナンバー制度の周知に関するご質問でございます。

市民向けの説明会につきましては、国などで様々な形でマイナンバー制度の広報がなされており、市におきましては、個々の質問に答える形での制度周知が必要と判断し、自宅から電話で相談できる臨時相談窓口の対応としております。

議員がご紹介されましたように、市の主催ではございませんが、土岐町栄町区の女性団体からご依頼がありまして、出前講座の形で説明会を11月に開催させていただきました。

また、12月には、民生児童委員の皆さんから、対象のお宅を訪問する際、マイナンバーに関するご質問をいただくとのことから、制度の説明の依頼がございましたので、委員の皆さんにマイナンバー制度の説明をさせていただきました。

今後も、マイナンバー制度の説明などにつきまして、可能な限り出前形式で制度の説明をしてまいりますというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

4番 大久保京子君。

○4番（大久保京子君）

ありがとうございました。重ね重ねですが、本当に丁寧に高齢者の方々にご理解いただけるように、ご努力をお願いしたいと思います。

また、特に高齢者の方は、テレビや新聞などの報道でいろいろな問題が出てきておりますので、不安が増幅してみえます。マイナンバーの利用に関しては、法律の定める枠内において、行政と事業主のみが利用可能となること。ここで言う事業主の利用とは、従業員の個人番号の収集と保管、また、税関係などの書類に記載し、役所へ提出するための利用のことです。

また、なりすまし防止のため、本人確認が義務づけられているなど、不安感の払拭のために市民に優しい行政の姿勢を見せていただきたいと思います。

では、続いて、視覚障害のある方への周知対応について。当然、この制度は国の制度であります。テレビの報道で、視覚障害者に対する対策で通知カード等に点字記載がないと聞きました。インターネットで調べましたら、東京都杉並区役所では、視覚障害のある方向けに点字・大活字版資料と音声広報CDを障害者施設施設課窓口を用意してあるとのことでした。

本市においても、視覚障害者の方への対応はお考えと思いますが、現在、どのような対応をとってみえるのか、お尋ねいたします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

## ○総務部長（水野 正君）

視覚障害の方への制度説明に関するご質問でございます。

本市では、社会福祉協議会のボランティア団体「ともしび会」が行ってまいります、広報みずなみを声で録音したCDを図書館で貸し出ししております。また、希望される方には、ともしび会から直接、そのCDまたはテープを送付していただいております。マイナンバーに関する広報みずなみの記事につきましては、視覚障害のある方には音声という形でお届けできているものと思っております。

また、個人番号に関する点字表記に関しましては、まず、通知カードにつきましては、郵送された際、封筒に「まいなんば一つうち」と点字が表記されておりますが、通知カードへの点字記載はされておられません。個人番号カードについてでございますが、個人番号カードの交付申請書に、氏名の点字記載を希望する欄に記載をいたしますと、氏名は点字表示されますが、番号などは点字表示されません。

視覚障害を持つ方への通知カード及び番号カードに関する市町村の対応につきましては、今のところ国から具体的な情報は出ておりませんが、市といたしましては、引き続き、国や他の自治体の情報を集めまして、視覚障害のある方からの個人番号に関するお問い合わせなどについて、適切に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

## ○議長（熊谷隆男君）

4番 大久保京子君。

## ○4番（大久保京子君）

ありがとうございます。何度も言いますが、本当にお一人お一人に親切に、わかりやすいように対応をよろしく願いしたいと思っております。全市民に優しい、わかりやすい情報発信に努めていきたいと願います。

続きまして、新聞・テレビ等報道にてご存知でしょうが、10月13日に茨城県取手市で個人番号を誤って記載した住民票を交付、69世帯100人に影響があったという報道がありました。当日、13日、夜9時時点で、43世帯60人が既に外部に手渡したとのことでした。

申請がないにもかかわらず、番号記載ありの住民票交付はあってはならないはずで、何かしらの不手際による事案が発生した。すなわち、業務体制のチェック機能が働いていなかったということです。

このような重要な業務に確認機能が働いていないのでは、当然のこと、国民からの不安感は増大し、信頼感は不安の声に変わっていきます。

業務の基本は、作業工程には必ず「検査工程」があるように、事務処理においても検認や承認機能が働き、間違いを未然に防ぐ機能が働かなければなりません。

大切な情報収集作業、情報管理は、今後、継続して必要となります。

事務処理における「検認機能や承認機能」は、当然必要だと考えますが、担当職員が書類を作成するなどし、外部などへ出す場合には、書類内容からどのような方法で誰に渡すのかなどを上司の

検認・承認がなければ業務は進まないわけです。

しかしながら、毎日、毎日、同じ業務をしていると、ちょっとした油断から、あつてはならない重大な事案に発展することが繰り返し発生しているのです。

それでは、お尋ねいたします。要旨イ、本市での事務処理におけるチェック機能はどのようなか。総務部長、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

それでは、要旨イ、本市での事務処理におけるチェック機能はどのようなかについてお答えいたします。

議員にご紹介いただきましたように、一部の自治体の窓口において、請求がないにもかかわらずマイナンバーを表示した住民票を交付したケースや、本来は住民コードの表示が必要であるのに、マイナンバーを表示した住民票を交付したケースなど、証明書等の交付誤りが新聞等で報道されております。

こうした交付誤りを防止するため、本市におきましては、住民票コード及びマイナンバーを表示した住民票を交付する場合は、申請書に記載された内容と、交付する証明書の内容を複数の職員で確認することを徹底しております。また、市民課などの窓口で各種証明書を交付する際につきましても、必ず申請者の方にも確認をしていただいた上で、交付を行っております。

現在、市が導入しています住民記録システムにつきましても、住民票に住民票コードや個人番号は基本的に表示しない設定となっております。必要な場合のみ表示できるシステムとなっております。このシステムの設定におきましても、システム担当課と市民課での二重チェックを行う体制としております。

引き続き、住民票の交付などにつきましては、市民課及びコミュニティーセンター職員に対し、申請内容との確認と、申請者におかれましてもしっかりと確認をいただいて、交付するよう徹底してまいります。

更に、戸籍の届け出や住民異動の届け出に伴う事務処理を行う際には、システム入力後に必ず、入力、事務処理をした職員とは別の職員が確認をする、二重チェックの体制をとるとともに、誰が事務処理を行ったのかを明確にするため、届け出書に担当者の名前を記載する体制もとっております。

1月からはマイナンバー制度の運用が始まります。市民課の窓口だけでなく庁内各課等の窓口事務でマイナンバーの利用が始まります。マイナンバーの取り扱いや管理につきまして誤りがないよう、担当課でのチェック体制を構築するとともに、細心の注意を払って業務に当たるよう、職員への指導を徹底してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

4番 大久保京子君。

#### ○4番（大久保京子君）

ありがとうございます。本当に大変でしょうが、職員の指導の徹底を、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今、聞きました二重チェックであつたり、担当者名を記入するとか、本当にそういう細かいことが重なつての安全・安心なチェック機能になるんだと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に、大量のデジタルデータ情報が蔓延する社会において、市民の情報の紛失・流出の防止は、機械に任せての作業とほひもの、今、お話があつたように、最後は人の手によるということ。本市においても、システム上の安全性・セキュリティ対策が問われております。

要旨ウ、本市での個人情報等のシステムチェック機能はどのようか。総務部長、よろしくお願ひします。

#### ○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

#### ○総務部長（水野 正君）

それでは、要旨ウ、本市での個人情報等のシステムチェック機能はどのようかについてご質問をいただきましたので、お答えいたします。

本市では、個人情報の紛失や流出を防止するため、総務省が社会保障・税・番号制度の施行に向け、各自治体に実施すべき情報セキュリティ対策について取りまとめ、公表しました「自治体情報セキュリティ緊急強化対策」を基準に、個人情報等のシステムチェックを実施しております。

この「自治体情報セキュリティ緊急強化対策」では、インターネットからマイナンバーの流出を阻止するため、インターネットとマイナンバーを管理するシステムの分離を行うこと、庁内ネットワークからのインターネットの通信履歴を保存して、不正な通信が行われていないか確認を行うことを求めております。

本市では、インターネットとマイナンバーを処理するシステムは分離されており、庁内ネットワーク内のウイルス侵入や、不正なパソコンの接続を検知するシステム等を設置、活用しまして、庁内ネットワークの保守業者と連携しながら、不審な通信が行われていないか随時チェック作業を実施しております。

また、マイナンバーを管理するシステムにつきましても、法令で規定された業務でしかこのマイナンバーを利用できないよう、担当職員ごとに閲覧権限を付与いたしまして、閲覧者や閲覧日時などの履歴につきましても保存を行っております。

個人情報の紛失や流出を防止するためのシステムチェック機能につきましては、マイナンバーの利用事務を取り巻く環境ですとか、インターネット技術の進歩により、求められる基準は変わってまいります。

総務省におきましても、来年度中に「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本強化」を目指してござりまして、各自治体に求める情報セキュリティ対策の基準を強化する方針を示してござります。

引き続き、総務省やネットワーク技術の動向を注視いたしまして、個人情報の紛失や流出を未然

に防ぐために、随時、システムのチェック機能を強化してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

4番 大久保京子君。

○4番（大久保京子君）

今、お話があったように、どんどんと新たな基準強化ということで、本当に行政側も大変かと思いますが、よろしくお願いいたしますと思います。

また、先日11月25日、中日新聞でしたが、「本人確認に顔認証システムが導入される」との記事がありました。個人番号カード申請時に添付する顔写真を、役所がスキャナーで読み取ってデータ化し、交付時に「顔認証システム」で本人か確認するという記事内容でした。

私は、本人確認は添付した写真と本人との対面目視で行うのだろうと単純に考えておりました。しかし、ここでもまた、データ化の話が出てきました。

現時点でも、国の制度への更新が流動的であり、市民の多くは「データ化＝情報流出」と、危険の念を抱くこととなります。

今後、情報セキュリティ対策に携わる市職員への徹底した教育、監督が、今以上に望まれると考えます。

安心・安全な市民の暮らしを守るために、何とぞご努力をよろしくお願いいたします。

次に、先ほど出前講座のお話をさせていただきましたが、参加された働いてみえるお母さんからのご意見です。「申請し、個人番号カードを受け取る場合は、本人が窓口に行くのですが、窓口対応時間が午前8時30分から午後5時15分までとなっております。対応時間を夜8時ぐらいまで延長していただけないか。また、土日の窓口開設を検討していただけないか」との声をお聞きしました。

そこで、質問いたします。要旨エ、個人番号カード交付時間等の対応をどう考えるか。総務部長、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

要旨エ、個人番号カード交付時間等の対応をどう考えるかについてお答えいたします。

議員が申されましたように、市の窓口は、通常、午前8時30分から午後5時15分までの開庁でございますが、毎週火曜日と木曜日につきましては、午後7時までの時間でございますが、市民課、税務課及び上下水道課において延長窓口を実施しております。平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に来庁ができない市民の方には、この延長窓口においても個人番号カードの交付について対応する予定でございます。

個人番号カードの申請につきましては任意でございますが、全ての市民の方がこの時期に交付申請するというふうには考えておりません。市では、国の予算などを参考といたしまして、個人番号カードの申請でございますが、この部分につきましては、市民の方のおよそ8%で、約3,000件の

申請があると見込んでおります。

この交付につきましては、申請に基づき国が作成する個人番号カードが市に届き次第、改めて市のほうから通知いたしまして、順次交付する予定としておりますので、一時に集中し、混乱や誤りが生じないように、個人番号カードの交付を行うこととしておりますが、休日などの対応を含めまして、申請状況等を踏まえまして、適切に対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（熊谷隆男君）**

4番 大久保京子君。

**○4番（大久保京子君）**

ありがとうございました。子育てしながら働き、時間をうまく使ってみえるお母さんたちには、この点を強く検討願いたいと出された声ですので、検討対応をよろしくお願いいたします。

では、次に、「通知カード」を受け取って、個人番号カードを申請すれば、個人番号カードを来年1月以降、本人が市役所市民課受付窓口で受け取ることになります。

そのときには、それまで保管しておいた「通知カード」と、申請後届く「交付通知書」、本人確認のために「運転免許証」、または「健康保険証」、「介護保険証」、「年金手帳」などのうち2点が必要となり、必ず持参しなければなりません。

しかし、一度取得すれば、「本人確認に利用できる公的身分証明書」となります。個人番号を記載した書類の提出や様々な本人確認の場面で利用できるカードとなり、手続がカード1枚でスムーズに行われることとなります。

また、このカードを持っていることで、様々な市民サービスが簡単に便利に利用できるようになるなど、メリットがあるということです。

将来的には、本市においても市民サービスの向上に向けて、この制度の利用拡大について考えてみえるのか。

それでは、お伺いいたします。要旨オ、市民サービス向上のため個人番号カード利用拡大に対する本市の考えはどのようなか。総務部長、よろしくお願いいたします。

**○議長（熊谷隆男君）**

総務部長 水野 正君。

**○総務部長（水野 正君）**

要旨オ、市民サービス向上のため個人番号カード利用拡大に対する本市の考えはどのようなかについてご質問いただきましたので、お答えいたします。

平成28年1月から交付を開始します個人番号カードにつきましては、ICチップがついておりまして、そのあいた領域を利用して、様々な行政サービスを付加することができるとされております。

国では、印鑑登録証や図書館カードとしての利用や、コンビニなどでの各種証明書の発行など、多目的な利用を想定してみえます。

市といたしましても、個人番号カードの利活用は今後の課題としているところでございますが、

そのサービスにかかるシステムの導入ですとか、改修費用につきましては、各自治体が負担することとなりますので、財政面からも十分な検討が必要であるというふうに考えております。費用対効果ですとか、個人番号カードの普及率及び、国や民間での利活用の状況を踏まえまして、今後もその利用拡大につきまして判断していきたいというふうに考えております。

また、コンビニでの証明書発行等の交付サービスでございますが、これは9月議会の榛葉議員のご質問でもお答えしたとおり、導入に向けて現在、取り組んでおりますので、よろしくお願いたします。

**○議長（熊谷隆男君）**

4番 大久保京子君。

**○4番（大久保京子君）**

ありがとうございました。制度においては、まだまだ国の方針が流動的であり、行政も対応には大変苦慮されてみえるでしょうが、市民の行政への信頼感・安心感を裏切ることのないよう、また、やはり若い市民の方々はこのカードの利用拡大というのを願っている方も多くお見えかと思っておりますので、その辺のことをよろしくお願したいと思っております。

それでは、次の標題に移ります。

11月19日の全員協議会において、総務部長より、公用バスは本年度末をもって廃止との説明がなされました。

標題2、本市公用バスの今後についてであります。

行政は、市の最大のサービス業だとお聞きしたことがあります。

それでは、質問に入ります。

要旨ア、本市における市有バス事業の開始はいつか。総務部長、よろしくお願いたします。

**○議長（熊谷隆男君）**

総務部長 水野 正君。

**○総務部長（水野 正君）**

標題2、本市公用バスの今後について、要旨ア、本市における市有バス事業の開始はいつかについてお答えいたします。

本市におきましては、市の業務に活用するため、昭和48年にマイクロバスを導入いたしました。その後、2度バスを更新し、平成16年8月に現在使用しております中型バスに更新をしております。バスの運行につきましては、導入以来、直営にて行っておりましたが、平成23年度からは市内のバス事業者に業務を委託しております。

現在のバスの現状といたしましては、導入後11年を経過し、走行距離につきましては11万6,000キロメートルほどでございます。乗車定員は41名でございますが、シートベルトの席は31席でございます。

また、昨年度の利用状況でございますが、日帰りが89件、泊まりが6件、合計95件ございました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷隆男君）

4番 大久保京子君。

○4番（大久保京子君）

そういたしますと、40年以上前から市の業務で使用されてきたということですね。

市の業務のほかに、各種団体の公共的な活動を支援する目的での事業開始であったと考えます。

しかしながら、現在、社会情勢は変化して、再検討する時期に入ったことは理解しております。

そこで、お尋ねいたします。要旨イ、市有バス廃止の理由は何か。総務部長、よろしくお願ひします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

要旨イ、市有バス廃止の理由は何かについてお答えいたします。

市有バスを廃止する理由でございますが、主に4点でございます。

1点目は、バスの経年劣化などにより、維持管理費が増加していることでございます。昨年度は335万円ほどの維持管理費がかかりましたが、この内、修繕費は61万円でございます。稼働年数が10年を超え、今後も修繕費の増加が懸念されているところでございます。

2点目は、バスの性能と使用状況の不一致という点でございます。一般的に中型バスは、高速道路などを長距離走行し、年間200日程度を走行するような設計でつくられておりまして、短い距離での利用で、年間100日未満のような利用につきましてはかえって故障が多くなるという面もあると聞いております。一般的な耐用年数につきましてはおおむね15年、そして、走行距離は、通常50万キロメートルを超えるとのことでございます。

3点目に、今、申し上げました2つの理由と関連いたしますが、コストの比較によるものでございます。バスの取得価格を含めた年間コストは460万円ほどになります。昨年度の実績をもとに、市、市議会、そして、各種団体の公共的活動の利用の貸し切りバスの賃借に切りかえた場合でございますが、これで年間390万円ほどとなりまして、70万円ほど、現在、コストが削減できるというふうに思われます。

また、4点目に、現状で市有バスを売却する場合、概算ですが、500万円程度で売却が見込めるということでございます。

これらのことから、今年度をもって市有バスを廃止し、次年度からは必要に応じ、貸し切りバスを賃借等にて対応することとしたものでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷隆男君）

4番 大久保京子君。

○4番（大久保京子君）

今、廃止への理由の説明は、お話ししていただきました。ある程度、理解はできますが、その前

に、バスの利用申請が出された場合に、基準に基づいて担当課が使用許可を出されると思いますが、各課が認める「公共的活動」の範囲規定にばらつきがあるのではないかと推察しております。

それでは、質問いたします。要旨ウ、市有バス利用における基準はどのようなか。総務部長、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

要旨ウ、市有バス利用における基準はどのようなかについてお答えいたします。

市有バスにつきましては、その運行基準を設けており、その使用の範囲につきましては、5つのケースを定めております。

1つ目が市の業務に使用する場合、2つ目が市議会の業務に使用する場合、3つ目が、条例に基づいて設置された審査会、審議会、協議会及び委員会等が使用する場合、4つ目が市内の社会教育団体、社会福祉団体及び自治団体が公共的活動に使用する場合、そして、5つ目がその他市長が特に認める場合でございます。

また、この4つ目に定めております団体の使用にあたりましては、当該団体の運営や、バスを利用しようとする事業に対し、市の補助金などの交付がある場合の使用は認められないこととなっております。これは、補助金などを二重に交付することになってしまうことからでございます。

更に、市有バスの使用に関しましては、いずれの場合も担当課において、行程等を十分に把握する職員が添乗することとしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

4番 大久保京子君。

○4番（大久保京子君）

ありがとうございました。今までいろいろ答弁を伺ってまいりましたが、やはりお話の途中に出てきましたが、今後、バスを維持するとなると、修繕がふえて、経費は今まで以上に増大傾向となるということも理解しております。

しかし、本市、また、市民のために、長年公共的活動をされておみえの団体への影響はどのように考えてみえるのか。

要旨エ、廃止後の利用団体への対応はどのように考えているか。総務部長、よろしく願いします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

要旨エ、廃止後の利用団体への対応はどのように考えているかについてお答えいたします。

現在の市有バスの運行基準に基づき利用いただいている団体等につきましては、次年度以降につきましては、担当課において貸し切りバス等の賃借料を予算計上し、適宜対応していくことと

しております。

また、運営補助、事業補助などを受けていただいております団体におきましては、これまでと同様でございますが、それぞれの団体において自己資金と補助金などを活用して対応していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

4番 大久保京子君。

○4番（大久保京子君）

今までですと、バスを、今までというか今現在もですが、バスを利用したいときに申し出ると、そのバスがあいていればすぐ利用できますよね。済みません。

○議長（熊谷隆男君）

質問ですか。

○4番（大久保京子君）

はい。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

バスの申し込みにつきましては、担当課ですね。教育委員会とか所管がございますので、その担当課にその公的団体が申し込んでいただきます。

公的団体につきましては、基準を満たしている、そういった団体につきましては、行程表、自分たちの随行、そういった部分も含めまして、バスの利用につきまして総務課のほうに連絡がまいります。先ほど申しましたように、バスは委託しておりますので、利用する場合につきましては、当日、その次の日とか、そういうふうではなくて、予約には1カ月ほどの期間が必要となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

4番 大久保京子君。

○4番（大久保京子君）

そうしますと、やはり申し込み時期をそれぞれの団体の方の活動計画にあわせて早目に行っていただくということ、その点を注意していただければ、まあ、利用される団体さんの手間と言いますか、それに関しては余り変わりはないと。ただ、その影においては、職員さんの負担というのはやはりふえるのかなと思っておりますが、そういうことですね。わかりました。

まあ、全国的に人口減少、少子高齢化が進む中、瑞浪市の魅力やすばらしさを向上させ、それを知ってもらうことで、「この町で暮らしたい」、「この町へ移りたい」、「この町で働きたい」と感じる町を目指している。若い世代の方たちが多く住んでもらえるまちづくりを進めている。市民と行政の協働のまちづくりの推進。

これら情報の発信で、将来、本市に住んでいただく人たちがふえ、また、20年、30年後、この人

たちの中からも、この町のためにボランティア活動、また、公共的活動を志す人も出てこられるかと考えます。

ご答弁いただきましたように、各担当課にて予算計上しての対応とのことですが、利用される各種団体の公共的な活動を支援する目的であることは変わりないと考えます。

私は、公共的活動をする団体などの支援や、緊急時の対応などで、利用できるバスはやはり必要ではないかと考えます。

そこで、市長へ質問いたします。要旨オ、市有バスの廃止についてどのように考えるか。市長、よろしく願いいたします。

**○議長（熊谷隆男君）**

市長 水野光二君。

**○市長（水野光二君）**

それでは、大久保議員ご質問の要旨オ、市有バスの廃止についてどのように考えるかについてお答えさせていただきます。

私も、市有バスの利便性は十分あると承知はしております。特に、今、議員がご指摘されましたように、緊急時の対応など、多くの人を乗せられる車両を市で保有するメリットもあるとは思いますが、しかし、現状でも、運転手や車両の維持管理は専門の業者に委託しております。必要に応じて、貸し切りバスで対応することは十分可能であると思っております。

先ほど、総務部長が説明しましたように、今後は更に維持管理費の経費が増加される懸念がある中、現状の運行基準をもとに市有バスを維持するよりも、コスト面では賃借に切りかえたほうが有利であることから、市有バスの廃止を判断したものでございます。

市有バスの廃止にあたりましては、現在、貸し出し用の公用ワゴン車2台がありますけれども、この2台のうちの1台を更新しようと今、計画しております。更新する車両につきましては、使用状況などを踏まえ、乗車定員などについて検討をしておるところでございます。

最後に、市有バスを廃止しましても、貸し切りバスでの対応などで、市の業務、市議会の用務、各種団体の公的活動に支障がないよう対応してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

**○議長（熊谷隆男君）**

4番 大久保京子君。

**○4番（大久保京子君）**

ありがとうございました。

近隣市の公用バスの現状は、土岐市を除いて中津川市、恵那市、多治見市が運行継続されておみえです。

お聞きしたところ、本市の福祉バスも、公用バスよりも古い平成8年購入ということで大変古く、いずれ、近々廃止へと検討されてみえるとのことを聞きました。

市民目線で考えますと、行政サービスが一つなくなってしまうと受けとめられることとなるのではないかと考えます。

市有廃止となっても、しっかりとした対応の上で、各団体への支援の継続をよろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、大久保京子君の質問を終わります。

---

○議長（熊谷隆男君）

ここで、暫時休憩をします。

休憩時間は、午後2時45分までとします。

午後2時29分 休憩

---

午後2時45分 再開

○議長（熊谷隆男君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（熊谷隆男君）

次に、11番 大島正弘君。

[11番 大島正弘 登壇]

○11番（大島正弘君）

皆さん、こんにちは。本日の最終バッターでございます。あと1時間、私におつき合いのほど、よろしく願いを申し上げます。

冒頭、2つほど話をさせていただきたいと思っております。

いつもですと、私がどういう幸せを実感できたかなという話を6月と9月にさせていただきましたが、今回は大変不愉快な思いをした話と、もう一つは、私の失敗だったなと思う話でございます。

なぜ不愉快であったかと言いますと、今定例会初日に、我々は一般質問を通告するわけですが、その日の午後、執行部の方との打ち合わせのために事務局で待っている時間中に、どの人がどんな質問をされるかなと眺めておりました。

そのときに、私が9月の一般質問で標題として取り上げたものが、そのまま要旨で載ってみえた方がみえました。

僕は、事務局に、「なぜこの通告書を受け取ったんだと。受理してはだめやないか。私が9月に標題として取り上げてやった質問を、なぜ12月にまたやる必要があるのかと」。

一般質問というのは、私は真剣勝負の場であると、常々思っております。

この席は、議員としての能力を問われ、資質を問われる場であるというふうに承知をしております。

す。それを行った結果を、また次の定例会でやられては、私はたまったものではありません。

悶々とした気分であつて、家族にその話をしたら、「お父さん、何年議員やつとるの。なめられちゃあかんがね」と、こっぴどく叱られました。

私も9月の議会で追及の足りない部分があつたかもしれません。しかしながら、やはり議員と議員の間で、それぞれのルールとかモラルとか、そういうものがあつて当然であると思つております。

同じ標題が重なつたとき、9月議会では私と成瀬議員が瑞浪超深地層研究所の問題で重なりましたが、そのときは、施設のことに関しては成瀬議員お願いしますよと。私はほかの部分でお聞きしますからとつて、質問をやらせていただいた記憶があるわけですが、やはり議員間同士でもっと事前に話し合いをして、「こういうことをやらせていただきたいんですが、よろしくをお願いします」とか、そういうことがあつてしかるべきではないかなと思つたのが一つでございます。

もう一つは、私の住んでいる地域のことでございますが、独居の老人がお見えになりまして、その方が施設へ入所されました。その家は、当然、空き家になつたわけでございますが、その空き家へ水道メーターを測りに見えた方が、前回と比べて、物すごく水道のメーターが回っていると。これは明らかに漏水していますよという指摘をいただかれたそうでございます。

金額が80万円ぐらひだつたというふうにお聞きしておるわけでございますが、2カ月に一遍でございます。つまり、2カ月間そういう状態が続いてその金額になつたわけだというふうには私は理解しまして、昨年、条例で水道の検針を2カ月に一遍にしようという条例案が出てきたときに、これは行政改革の一端であるからいいことだと。経費も節減できるというふうには安易にとつて、私は賛成をさせていただいたわけでございますが、やはりこれが毎月の検針であつたならば、半額の40万円を済んだのではなかつたかなと思つております。

もう少しその議会において、委員会において、しっかりと議論をして、当然、想定できる事態でありましたので、そういうところまで突っ込んだ質問を投げかけて、我々が条例を決めるときにやらなければいけなかつたかなと思つて、反省をしております。

まあ、ある程度減免処置をしていただいて、負担は軽くなつたということはお聞きしておりますが、いま一度考えてもいい課題であるかなと思つております。

今後、どこの家でもそういうことがあり得ることだと思つております。

それでは、標題1に入らせていただきます。使用済みスプレー缶・カセットボンベの回収方法について、私の願いを込めて伺つてまいりたいと思つておりますので、よろしく願いを申し上げます。

この標題を選ぶにあたりましては、市民の安全を第一に考え、「市民をスプレー缶・カセットボンベの爆発事故から守らなければならない」との観点で取り上げました。

答弁される成瀬経済部長からは、私の期待どおりの答弁がいただけるものと確信しておりますので、よろしく願いいたします。

なお、私の期待とは、最終的に「回収方法を変更していただく」ということでございます。

それでは、要旨ア、スプレー缶穴明け作業中の度重なる火災事故に対し、環境省から通知があったが、本市はその通知をどのように受け止めているかでございます。

なお、環境省からの通知は、いつ、どのようにして本市に周知されたかもお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

経済部長 成瀬 篤君。

○経済部長（成瀬 篤君）

それでは、標題1、使用済みスプレー缶・カセットボンベの回収方法について、要旨ア、スプレー缶穴明け作業中の度重なる火災事故に対し、環境省から通知があったが、本市はその通知をどのように受け止めているかについてお答えいたします。

ご質問の環境省の通知は、「適正処理困難な廃棄物の処理体制の整備について」という平成27年6月25日付各都道府県宛での事務連絡で、内容はエアゾール缶やカセットボンベへの穴あけが原因と見られる火災による死亡事故が繰り返し発生したことを踏まえ、管内市町村に対して、これらを廃棄する際、穴あけをしない方向が望ましいことを周知し、地域の実情を踏まえつつ積極的な対応をとるよう、周知・助言するように依頼されておりました。本市には6月30日付の岐阜県からの事務連絡に添えられて届いております。

本市では、これまでにスプレー缶等の穴あけによる爆発、火災事故は発生しておりませんが、過去にスプレー缶が原因と思われるごみ収集車の火災が発生しておりますので、これらの危険を防止するために、穴あけ、ごみ収集の方法、処分の方法について、あわせて検討をしていきたいと考えております。

答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

ありがとうございました。

次に、要旨イを伺います。残った中身のガスの危険性をどの程度認識しているか。また、本市や近隣市における事故事例はどのようなかを、救急救命の担当であります小倉消防長に伺います。

また、本市または近隣市に事例がない場合においては、もっと範囲を広げて、事例を示していただくようお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

消防長 小倉秀亀君。

○消防長（小倉秀亀君）

それでは、要旨イ、残った中身のガスの危険性をどの程度認識しているか。また、本市や近隣市における事故事例はどのようなかについてお答えいたします。

私たちが日常生活で使用しているカセットボンベなど、いわゆるスプレー缶は、液化ガスまたは

圧縮ガスとともに内容物を詰め込み、ガスの圧力を利用して噴射する構造となっております。

特に冬は、電気ストーブや石油ストーブなど、暖房器具を使用する機会も多くなりますが、ストーブなどの温風吹き出し口近くにスプレー缶を置きますと、加熱され、爆発・引火し、炎に包まれ、大きなやけどを負うなどの重大な事故が発生する可能性もあり、大変危険です。

また、スプレー缶を廃棄する際、ガス抜きを台所などの火気を使用するところで行いますと、可燃性ガスに引火し、火災の原因となる恐れがあるため、取り扱い説明書や注意書きなどをよく読んでいただき、正しく使用することが事故防止につながると認識しております。

本市の事故事例でございますが、過去10年間で3件発生しており、ガスが残ったまま廃棄されたため、回収中のごみ収集車内で破裂、引火した火災が2件、スプレー式の殺虫剤を使用し引火した火災が1件で、この火災による負傷者が1名でございます。

近隣市における事故発生状況は、過去10年間で本市と同様に、回収中のごみ収集車で破裂・引火した事故、殺虫剤使用後にライターに火をつけ引火・爆発した事故などが、多治見市で1件、土岐市で4件、恵那市で2件、中津川市で3件発生しており、死者はありませんが、負傷者が2名発生しております。

県内では、平成22年から平成26年までの5年間で、スプレー缶などが起因する事故が21件発生しており、10名の負傷者が出ております。

また、近隣県では、愛知県の廃棄物処理会社でスプレー缶から出た可燃性ガスが爆発し、男性社員が死亡する事故が発生しております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（熊谷隆男君）**

11番 大島正弘君。

**○11番（大島正弘君）**

答弁、ありがとうございました。やはり今の事例ではありませんが、死亡事故を含め、数多くの事故事例が今、報告されました。ありがとうございました。

消防本部として、やはりこういう事例を真摯に受けとめていただきまして、今後、こういうことが起こらないような周知活動をしっかりと行っていただきたいと思います。

次の要旨からは、全て成瀬経済部長にお答え願います。

要旨ウ、本市の回収方法についてどのように考えているかでございます。

このことを私の思いを込めて家内と会話をしましたら、家内は「慣れているから従来どおりのほうがいい」ということを申しておりましたけど、やはりなれているからこそ危険なことがあり得るというふうに僕は捉えております。

現在の本市における回収方法の説明と、その理由についての考えをよろしくお願い申し上げます。

要旨ウでございます。

**○議長（熊谷隆男君）**

経済部長 成瀬 篤君。

○経済部長（成瀬 篤君）

要旨ウ、本市の回収方法についてどのように考えているかについてお答えいたします。

現在、本市では、スプレー缶・カセットボンベは、不燃ごみとして回収しております。集積場に出していただく際には、収集時の危険防止のために、中身を使い切り、そして、穴をあけてガス抜きをしていただくこととしております。回収した缶につきましては、不燃ごみとして回収し、不燃物最終処分場で分別して、埋め立て処分をしております。

また、不燃ごみとして回収しております理由は、汚れた缶やさびた缶はリサイクルできませんので、資源ごみは比較的水洗いなどしやすい飲食用の缶に限っており、スプレー缶やカセットボンベは資源ごみではなく不燃ごみとして回収しているものです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

というのが、瑞浪市の現在の状況であります。実はインターネット等でもその事例を検索しますと、やはり先進地域とは申しませんが、あらゆる地域においてボンベの回収方法は、今改められつつあるということが掲載されております。

そして、要旨オでお聞きしますが、リサイクルとして活用されているという事例も、多々報告されておるわけでございます。

次に、全国的にはどのような回収方法がなされているかを、わかる範囲で結構でございますので、今年度の環境省からの通達後の状況をご報告願いたいと思います。

要旨エ、全国的にみて現在における回収方法をどのように考えているか。

○議長（熊谷隆男君）

経済部長 成瀬 篤君。

○経済部長（成瀬 篤君）

それでは、要旨エ、全国的にみて現在における回収方法をどのように考えているかについてお答えいたします。

全国的に見ますと、スプレー缶やカセットボンベを出す際に、住民に穴あけをお願いしている自治体がまだ多いとは思われますが、政令指定都市で申し上げますと、浜松市や京都市など9市はスプレー缶に穴をあけない回収方法をとっております。また、名古屋市は本年6月に、そして、札幌市は環境省の通知後の8月に、穴をあけない回収方法に移行することを表明しております。

統計資料としては持っておりませんが、そのほかにも穴あけを不要とする市町村はふえておりまして、今後、徐々に穴をあけない回収方法への移行が進んでいくものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

考えていただいて、ありがとうございます。

まあ、やはり最近の傾向として、穴をあけずに回収所へ出すということが、だんだん全国的に浸透しているということだと私は思っております。

また、そうならなければいけないと思っております。

事故が、先ほどの消防長からの報告ではありませんが、死亡事故につながるような事故もこれからふえてくると。特に冬場、このような事故もふえると思います。何事かあってからでは、やはり後から幾ら悔やんでみても始まらないというところがありますので、ぜひ瑞浪市においても、最後の要旨カでお尋ねしますが、回収方法を検討していただければと思っております。

それでは、要旨オでございます。先ほども申しましたが、リサイクルとして再利用してみえる自治体も数多くあるということで、リサイクル資源として回収できないかをお尋ねさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

経済部長 成瀬 篤君。

○経済部長（成瀬 篤君）

要旨オ、リサイクル資源として回収できないかについてお答えいたします。

スプレー缶やカセットボンベは、金属資源としてリサイクルすることができますが、穴あけ設備を持っているリサイクル業者に引き渡す場合を除いて、穴をあけてガスを抜いておく必要があります。

近隣のリサイクル業者に確認をいたしましたところ、やはり「穴をあけたスプレー缶類は資源として引き取るが、穴をあけていないものは引き取れない」との回答でした。

昨年4月には、瀬戸市の廃棄物処理会社で、資源ごみに紛れていた穴あけされていないスプレー缶の爆発により死亡事故が起きたこともあり、業界でもスプレー缶類に残る可燃性ガスの引火が危惧されております。

スプレー缶やカセットボンベを資源ごみとして回収することは可能ではありますが、可燃性ガスの爆発を防止するためには、いずれかの段階でガスを抜かなければならないことが課題となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

再質問ですが、今、部長が言われた、いずれかの段階でガス抜き作業をしなければならないということですね。ですから、ガスを抜かずに回収をした場合、どこでどのようなことをなされるのが一番いいと想定されますか。

○議長（熊谷隆男君）

経済部長 成瀬 篤君。

○経済部長（成瀬 篤君）

ガスを抜くタイミングですが、ただ今のように、住民の方に穴をあけるなりして抜いていただく、それから、穴をあけずに出していただいて、回収した段階で穴をあける。そして、穴をあけずに取り取ってくださるリサイクル業者があれば、そちらで穴をあけて処分していただくという段階があります。

今、議員からご提案をいただいておりますのは、住民に穴をあけていただくのは非常に危険だということですし、そのような事例もありますので、それから、その次の段階にも、いずれも事故の事例がございますので、どこが一番安全かということを考えて穴を、とにかくガスを抜くような措置をとらなければならないということです。次の答弁にかかわってまいります、何らかの段階でガスを抜くということをして、住民の安全を第一に確保したいと、そのように思っております。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

そうですね。最後の要旨でお答えいただくわけですが、まあ、当然、しっかり全部使い切って出せば、穴をあけてなくても問題のない話でございます。ただ、途中で、使用済みやなくして、残ったまま不燃物の回収に出されたり、資源で出されても困るということでございますので、しっかりと最後まで使い切りましょうというようなことも徹底していただきながら、考えていただくことかなと思っております。

この最後の要旨におきましては、今後の瑞浪市の回収方法の方向性をある程度しっかりと示していただきたいと思って、要旨カを用意させていただきました。

要旨カ、回収方法の変更についての考えはないかをお尋ねいたします。

なお、変更した場合に、先ほど申されました資源回収の、例えば穴あけの設備はどの程度かかるよとか、シルバー人材センターの人を雇えばどのぐらいだという、もし計算ができるものなら、それも示していただければありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

経済部長 成瀬 篤君。

○経済部長（成瀬 篤君）

それでは、要旨カ、回収方法の変更についての考えはないかについてお答えいたします。

スプレー缶類の回収につきましては、穴あけ時のけがや住宅火災に加えて、ごみ収集車の炎上や処理工場での爆発の危険もありますので、安全を確保するためには、ごみの出し方、収集の方法、処分の方法をあわせて考える必要があります。

現在、スプレー缶類は不燃ごみとして、他のごみと一緒に回収しているため、どれほどの量が排出されているのか把握しておりませんので、今後、処分に伴う、あるいは穴あけに要する経費については、具体的に今いかほどかということはお答えできませんが、回収方法を変える場合には、現

行のパッカー車での回収、そして、埋め立て処分についても見直すこととなります。また、リサイクル業者との調整、そして、人員の確保、穴あけ設備の設置が必要となる場合もありますし、何よりも市民への十分な周知期間も必要となっておりまいます。

この穴あけにつきましては、先ほどの環境省のほか、国民生活センター、あるいは業界団体であります日本エアゾール協会も、危険防止のためスプレー缶に穴をあけないことを推奨しておりますので、市といたしましては、何よりも住民の安全を確保する方向で、具体的な検討をこれから進めていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

具体的な検討を進めていただけるという、前向きな答弁をいただいたというふうに理解させていただきます。

まあ、先ほど申されましたが、市民に対しての周知期間も相当数月日が必要であると思っておりますので、すぐ次年度とか、再来年度からというふうには申しません。しっかりと準備をしていただいて、取り組んでいただければと思っております。

ありがとうございました。

次の標題に移ります。

この標題につきましては、ある市民の方からの提言もあり、私が現場を見させていただきましても、歩道は整備される必要があると考えまして、取り上げさせていただきました。

よりよい結論が導き出されることを期待して尋ねてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、標題2、市道下益見1号線の歩道整備について、要旨ア、現在の市道下益見1号線の状況はどのようなかを、石田建設部長にお尋ねいたします。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、標題2、市道下益見1号線の歩道整備について、要旨ア、現在の市道下益見1号線の状況はどのようなかについてお答えします。

市道下益見1号線は、明德橋の南交差点を起点とし、市道一色・益見線に至る延長400メートルの2車線の道路です。

起点側87.5メートルの区間につきましては、河川側に幅員2.5メートルの歩道が整備されております。

以上、答弁とします。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

ありがとうございました。次の要旨に移ります。

これは土岐橋の架け替えにも関係する話でございます。土岐橋の架け替えにつきましては、去る11月11日に文化センターにおきまして、地元説明会が行われました。市議会議員5名を含む約40名の地域の方々が参加をしておみえになりました。

私はこの土岐橋の架け替え事業に対し、賛成の立場でございます。現在、工事中の土岐町木の暮大正堰工区の事業が順調に完成すれば、土岐橋は平成29年度事業着手の運びになると伺っております。一日も早く完成することを楽しみにしております。

この工事の一番の効果は、何と言いましても、水害防止のための堤防整備でございます。橋は堤防を整備するためにどうしても付け替えの必要が生じてくるものと認識しております。

小里川との合流点であり、先般の鬼怒川の茨城県常総市の水害で見たように、一度堤防が決壊すれば、大災害となることは一目瞭然でございます。

このような100年に1度の災害に備え、橋と堤防の整備は避けて通ることはできないと感じています。

また、現在の土岐橋4差路は、頻繁に交通事故が多発しており、警察も事故防止のため、一旦停止違反の検問をたびたび行わざるを得ない状況になっております。

橋と橋との3差路になることで、土岐橋からの車両は堤防道路に侵入する際、必ず一旦停止が必要となり、左右の確認もなされることになると思います。

したがって、出会い頭の交通事故は激減すると推察いたします。また、それは歩行者の安全も確保されるということであり、様々な面から、ぜひ順調にことを運んでいただきたく思っております。

それでは、要旨イ、土岐橋架け替え工事中における歩行者の流れをどのように推測するかを伺います。

先日行われました通行量の調査結果もあわせてご報告をお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、要旨イ、土岐橋架け替え工事中における歩行者の流れをどのように推測するかについてお答えします。

先日行いました交通量調査の結果は、土岐橋を通行してみえる歩行者が、調査しました時間の平日の午前5時から午後9時までの間に、瑞浪駅から益見方面、益見方面から瑞浪駅への両方向で、2,279人でした。そのうち、2つの高校の生徒のJR利用状況などを聞き取った結果、高校生は1,600人程度であると思われれます。また、同様に、休日の同時間には679人でした。

架け替え工事中には、高校生は明德橋経由で通学し、明德橋経由で市道下益見1号線を通って通学し、その他の方は目的によって明德橋、もしくは、瑞浪大橋を選択されると予想します。

なお、架け替え工事に必要な期間につきましては、2年以上の長期間にわたると考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

ただ今の答弁をお聞きしまして、やはり市道下益見1号線の歩道の整備ということは、行政としてしっかりと考えていただかなければいけないなと思っております。

まあ、あそこは工事がやりやすいかやりにくいかと言えば、費用がたくさんかかる、例えば、伏せ越し等がありますので、行政負担が大変大きいものだと捉えておりますが、一番手っ取り早いと言いますと、やはり水路を伏せ越しして、水路のない部分は土地を少し買収していただきまして、歩道を整備されるのがいいかなと思っております。

また、最近におきましては、全国的に農業用水路へ人が転落し、その事故で多くの高齢者が死亡事故となった事例もたくさん報告を受けております。

私も岡山へ行政視察へ行った際、一緒に二人で歩いていたもう一人の議員が、突然水路に転落されまして、私が手を差し伸べなかったら、一人では到底上がってくることもできない危険な水路であったことを経験しております。今、思い浮かべましても、大変危険な出来事であったと思っております。

そうした危険を取り除くためにも、水路を伏せ越ししていただいて、歩道整備をしていただくということは、一石二鳥の効果があるのではないかなと思っております、質問として取り上げさせていただきます。

それでは、要旨ウ、歩道整備の必要性をどのように捉えているかを伺います。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、要旨ウ、歩道整備の必要性をどのように捉えているかについてお答えします。

土岐橋架け替え工事時には、市道下益見1号線へは土岐橋経由の高校生が両方向で1,600人転換するものと推測されます。

調査の結果、現在、市道下益見1号線では、両方向で約200名の高校生が通学されております。工事中には、現在の歩行者の9倍もの交通量が発生するかと思います。

歩行者通行量増加により、交通安全上の危険性が増すため、今後、歩行者が安全に通行できるように、歩道整備が必要だと考えます。

歩道の設置方法につきましては、事業費用を検証する中で決定していきたいと考えます。

現在の水路には、車道側にはガードレールがついておりますので、通常の状態では落ち込むようなことはないかと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

確かに、ガードレールがついておりまして、転落の危険性はない水路だと私は捉えておりますが、いずれにしても、今、部長、大変前向きな答弁をしていただきましてありがとうございます。歩道の整備は必要であるというふうに捉えているということで、期待をしておりますので、平成29年度から事業着手でございますので、橋が落とされるのは平成31年度ぐらいかなと計算するわけでございますが、それに向けまして、しっかりとした準備を怠らないようにしていただければと思っております。そのときは、部長も私もおりませんかもしれませんが、後の方に期待をしております。

最後の標題に入ります。

この標題は、きょうはもうシートカバーが随分とられていて、白い外壁があらわになっておりまして、つい先日まではシートで覆われて、外装も中の改装も、我々の目にさらされることなく工事が進んでおります西分庁舎の件でございます。

工事が完成後には、一体どのような利用がなされるのであろうかと思ひ、一般質問の標題とさせていただきます。

先ほど来行われました一般質問の中でも西分庁舎がまちづくりの拠点になるという話はたびたび出てまいりましたが、それも踏まえまして伺いをしてまいります。

西分庁舎の改築工事は、平成27年8月19日に一般競争入札におきまして、板垣建設株式会社さんが1億2,960万円という高額で請け負われまして、平成28年2月29日までに工事が完了、引き渡しされるという契約がなされておりました。

事業実施の目的には、調査機能に加え、まちづくり活動の拠点施設としての機能を持つ施設として整備され、平成28年4月1日から利用されるものというふうに伺っております。

標題3、西分庁舎の利用方法について、要旨ア、本庁機能の一部移転は考えているか。また、各地区まちづくり支援職員の体制と部屋の配置はどのようなかを伺います。

本庁機能の一部移転につきましては、そのようにした理由を報告していただき、部屋の配置と市民の窓口利用はどのようになるかを含めまして水野総務部長に、また、各地区まちづくり支援職員の体制とまちづくり組織の人々が会議等を行う場合はどうなるかは、加藤まちづくり推進部長にお答えをお願いいたします。

答弁よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

それでは、標題3、西分庁舎の利用方法について、要旨アのうち、私からは本庁舎機能の一部移転は考えているかについてお答えいたします。

まず、西分庁舎の機能につきましては、庁舎の一部とし、1階の一部を「協働によるまちづくり」を進めるために「まちづくりの拠点施設」としての活用を予定しております。この拠点では、

まちづくり推進組織や自治会などの「まちづくり」に関する市民の皆さんの利用を目的としております。したがって、地区公民館などのように、使用料を設定し、一般に貸し出しする施設としては考えておりません。

西分庁舎への本庁機能の一部移転につきましては、1階に市民協働課を配置し、2階には庁舎の有効活用の観点から、環境課と選挙管理委員会及び監査委員会事務局の移転を考えております。

市民協働課は、先に述べましたように、「協働によるまちづくり」を進めるという観点から1階に配置し、2階に配置する環境課は、現在、本庁の4階で業務を行っておりますが、環境課に訪れる市民の方も増加傾向にあり、また、職員が現場に出る機会も多いことから、業務のしやすさを考慮しております。また、選挙管理委員会及び監査委員会事務局は、現在は本庁の2階会議室で業務を行っております。できるだけ両委員会とも独立性を確保するという観点から、また、選挙管理委員会においては、選挙を執行する際、期日前投票所及び上平投票所の開設につきまして、西分庁舎の1階会議室を利用でき、投票所の環境の向上が目指せるというものでございます。

そのほかにも、部署の移転ではございませんが、西分庁舎の2階には会議室等が設置されますので、本庁舎2階にあります入札室などの移転もできないか検討しているところでございます。

次に、セキュリティ対策でございますが、これにつきましては、まちづくり関係者の皆さんの利用は、平日の夜間、そして、土・日・祝日の利用が多くなります。「まちづくりの拠点施設」として活用していただく区域と、移転する課等が利用する部分は、閉庁時間帯はグリルシャッターを下ろして仕切りを設置いたします。これは、移転する課等が保有する個人情報等の管理を徹底するためのもので、しっかりと移転する課等のセキュリティ対策を講じてまいります。

市民の皆さんの窓口利用につきましては、西分庁舎への移転の詳細が決まり次第、連合自治会などで報告するとともに、広報などで市民の皆さんに周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

**○議長（熊谷隆男君）**

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

**○まちづくり推進部長（加藤誠二君）**

それでは、私からは要旨アのうち、各地区まちづくり支援職員の体制はどのようかについてお答えいたします。

西分庁舎の整備に伴いまして、夢づくり地域活動支援室の地区担当支援職員の配置を変更するということは考えておりませんが、現在進めております集落支援員制度に関連いたしまして、支援室の職員数等、体制の見直しを進めておるところでございます。

集落支援員は、コミュニティーセンターが設置されている地区につきましては、センターの事務室において事務を行っていただくことが基本となりますが、コミュニティーセンターの設置されていない地区について、西分庁舎に事務室を用意することとしております。

また、まちづくり推進組織の皆さんが会議を行われる場合でございますが、それぞれの支援職員

を通しまして会議室を押さえていただく形にしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

ちょっと再質問します。今お聞きしたところでは、庁舎機能で市民協働課と環境課が移るということで、部をまたいで、経済部とまちづくり推進部の部をまたいで行っちゃうわけですが、そういうこと。例えば、部が一つそっくり移動したほうが、部長としての立場として、機能というか、部長の活躍する場とか、何て言うのか、部長の統率力と言いますか、そういうものが、目が行き届くと言いますか、そういうことでは、一つの部がそっくり移動したほうが、庁舎機能を移すならそのほうがいいのかと思ってお聞きしたわけですが、そういうことは全然考慮されなかったんですか。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

今、言われますように、部全体が移行という部分もあるわけですが、現在におきまして、民生部の一部につきましては保健センターで配置しておりますが、この部分については支障は出ておりませんので、西分庁舎につきましては、敷地内にもありますので、こういった部分についても支障はないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

まあ、保健センターと一緒にされちゃうと、ちょっと保健センターは、まあ、すぐ隣と言いますか、通路もしっかり確保されて移動しやすいわけですが、分庁舎となると、やはり駐車場を横切って、移動もありますし、まあ、決められたことに僕がとやかく言うわけにはいきませんが、こういう方針で行かれるというなら、やはり部長の目がしっかりと行き届くような、そういった体制。次長をそこに持ってくるということもいかんかもしれんけど、課長がその役目をしっかりと果たされるかなと思うわけですが、いずれにしても、ちょっと島流しにあったような気がします。そういう言い方はいかんね。ちょっと表現が悪くて申しわけないんですが、何か分断して、持っていかれるのはちょっと気に入らんけど、まあ、いいや。

まあ、しっかりと与えられた場で職責を果たしていただきたいと思います。

加藤部長にお聞きします。集落支援員さんが常駐されるようなお話をされたわけですが、コミュニティーセンターがない地域ですね。土岐、明世、瑞浪地区ですか。で、集落支援員さんは何名ほど予定しておみえでしょうか。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

今、それぞれのまちづくり推進組織の皆様にご意向を伺っているところでございますが、基本的には各地区お一人ずつ、集落支援員を配置する方針でございます。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

各地区1人と言いますと、3名ほどの支援員さんがあそこに常駐されると。常駐って、常駐するほど高給を払えないと思いますので、毎日勤めていただくというわけにもいきませんが、まあ、あそこに詰めていただくことができるというふうで捉えさせていただきます。

それでは、次の要旨を伺います。

今回、改修されました西分庁舎は、先日配布されました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標の第4項、重点戦略②のところで、「誰もがいきいき、まちづくりのまち」というところで、「まちづくり活動拠点整備事業」というふうにしてうたっているわけでございますが、話によりますと、土岐も明世も瑞浪も、そこへ行くことをなんか嫌がっている。何か話がうまくついていないようなこともお聞きしておるわけでございますが、私はせっかく整備されました西分庁舎でございますので、コミュニティーセンターのない地域のまちづくりの人たちは、しっかりと活動拠点として西分庁舎を利用させていただきたいというふうに思っております。

土岐地区ですと、主に防災センターで会議が行われている、瑞浪地区ですと文化センター、明世地区ですと体育館で行われているかと思いますが、もろもろの会議を含めて、しっかりと西分庁舎を使っただけのように指導していただきたいと思っております。

要旨イを伺います。まちづくりの拠点となるが、全市的な連携はどのように図られるかを伺います。よろしくをお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

それでは、要旨イ、まちづくりの拠点となるが、全市的な連携はどのように図られるかについてお答えいたします。

西分庁舎には、コミュニティーセンターが設置されていない地区のまちづくり推進組織が共同で利用する事務所を整備します。また、1階には会議室もございますので、市全体のまちづくり活動にも使っただけのものと考えております。

更に、庁舎のホールには、各地区のまちづくり推進組織や市民団体等が情報を発信できる機能を持たせる予定ですので、まちづくりの拠点として活発な協議を進める場、まちづくり推進組織相互や各種市民団体との連携を進める場として、活用いただきたいと考えております。

このほか、先ほどの答弁にもありましたように、市民協働課の事務スペースが1階にございますので、まちづくり全般に関するご相談を気軽にさせていただける窓口にしたいとも考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

今の答弁で、「倉庫」としての機能もというようなことが今、出てこなかったですか。「倉庫」という言葉が。

ちょっと僕はつきり、確認ですが、出てきておったら、ちょっと一言を言いたいですが。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

「相互」、お互いにという。

○11番（大島正弘君）

「相互」。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

「倉庫」ではございません。

○11番（大島正弘君）

ごめんなさい。僕の聞き間違いでした。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

聞き間違いで、大変失礼しました。

せっかく1億3,000万円もかけて、倉庫に使ってもらったらちょっと申しわけないで、やはり有効利用、倉庫は倉庫で別のところに構えていただいて、あのフロアを有効に使っていただきたいと。費用対効果に合う施設として、しっかりと活動の場と、市長の1丁目1番地の課題ですから、これは市長のために整備したようなものですから、このまちづくりの拠点ですから、しっかりと行政は利用して、皆さんに、まちづくりの人たちに利用していただけるということをお願いしていただきたいということを申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、大島正弘君の質問を終わります。

---

○議長（熊谷隆男君）

ここで、お諮りします。

本日の会議はこのあたりでとどめ、延会にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会とすることに決しました。

あす17日は、午前9時から本会議を再開いたしますので、定刻までにご参集願います。

ご苦勞様でした。

午後 3 時38分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 熊 谷 隆 男

署 名 議 員 渡 邊 康 弘

署 名 議 員 大久保 京 子